



官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する 実態調査報告書

平成30年6月
公正取引委員会

第 1 調査の趣旨等	1
1 調査の趣旨	1
2 調査の方法	1
(1) アンケート調査	1
(2) ヒアリング調査	3
(3) 調査項目	3
第 2 調査結果	4
1 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定の整備	4
(1) 秘密情報の管理に関する取組	4
(2) 外部からの働きかけに対する対応	9
(3) 官製談合事件に関わった職員に対する懲戒	14
(4) コンプライアンス・マニュアル	16
2 職員に入札談合等に関与させないための体制面の発注機関内部の体制面の整備及び外部機関の活用	25
(1) 発注機関内部における体制整備	25
(2) 外部機関（第三者機関）の活用	39
3 法令遵守意識の向上のための職員教育	44
(1) 入札談合等関与行為防止法の研修の実施	44
(2) 研修対象職員の所属部課室	46
(3) 研修対象職員の役職	48
(4) 研修の開催頻度	49
4 職員に入札談合等に関与させないために必要と考えられるその他の取組	51
(1) 発注関係事務の外部委託先に対する取組	51
(2) O B への対応	56
(3) 発注機関から寄せられた成果のあった取組	62
(4) 発注機関から寄せられた課題等	63
5 発注機関区分以外による各種取組の比較	64
(1) 過去 10 年間に職員による官製談合事件が発生した発注機関と発生していない発注機関による比較	64
(2) 人口 5 万人以上の地方公共団体（都道府県及び政令指定都市を除く）のうち、23 年調査において調査対象であった地方公共団体と 23 年調査非対象の地方公共団体の取組の比較	65
第 3 入札談合等関与行為等の防止に向けて	66
1 発注機関における取組の必要性	66
2 具体的な取組	67
(1) 職員に入札談合等に関与させないために必要と考えられる規定の整備	68
(2) 職員に入札談合等に関与させないための体制面の整備	71

(3) 職員等に対する研修の実施	74
(4) 職員に入札談合等に関与させないために必要と考えられるその他の取組	75
3 公正取引委員会の対応	76

参考資料

1 アンケート調査票	77
2 クロス集計	83
(1) 都道府県別の地方公共団体による各種取組の比較	83
(2) 発注規模別による各種取組の比較	96
3 実証分析	98
4 入札談合等関与行為防止法の概要等（支援ツール）	101
(1) 1分で分かる官談法	101
(2) 理解度チェックテスト	113
5 過去の入札談合等関与行為の事例	114
6 過去の入札談合等関与行為事例における改善措置	116
7 過去の入札談合等関与行為防止法刑事事件例	119
8 官製談合防止マニュアル（例）	121
9 入札談合等関与行為防止法・独占禁止法の研修への講師派遣について（御案内） ...	125
10 参照条文	126
11 公正取引委員会所在地	134

第1 調査の趣旨等

1 調査の趣旨

公正取引委員会は、これまで入札談合や発注機関の職員による入札談合等関与行為を防止するためには発注機関側の取組が極めて重要であるとの観点から、発注機関における入札談合等防止のための取組等について調査を実施し、現状の問題点や課題を明らかにするとともに、問題点を解決する施策等について、報告書に取りまとめ・公表を行うなどしている。直近においては、平成23年9月に、国の機関、都道府県・政令指定都市等人口5万人以上の地方公共団体及び政府出資法人を対象に行ったアンケート調査結果等を踏まえた報告書「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書 ～発注機関におけるコンプライアンス活動～」¹（以下「23年調査」という。）を公表している。

しかし、依然として、発注機関の職員が入札談合等に関与した事件²が多くみられる状況にあり、また、これら事件が発生している発注機関は国の機関、地方公共団体、政府出資法人と様々である。特に、地方公共団体においては、人口5万人未満の中小規模の市町村においても発生している。

このような現状を踏まえ、発注機関におけるコンプライアンスの向上に資することを目的として、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

なお、本報告書の取りまとめに当たっては、23年調査でも同様の設問がある場合はその主なものにつき、参考として23年調査の結果も記載した（今回の調査では地方公共団体の全数を対象として調査を行っているが、23年調査では人口5万人未満の地方公共団体を対象にしていないほか、一部は抽出調査としているなど、今回の調査と23年調査との単純な比較はできない点につき留意が必要である。）。

2 調査の方法

(1) アンケート調査

平成29年3月末時点の状況について、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下、「入札談合等関与行為防止法」という。）の適用対象となる国の機関、地方公共団体及び政府出資法人の合計2,018機関に対してアンケート調査票を送付し（平成29年12月）、1,768機関から回答を得た（回収率87.6%）。アンケート調査を取りまとめるに当たっては、ヒアリング調査（後記(2)参照）等を通じて明らかになった回答誤りを取り除くなどの所要の処理を行った。

¹ <http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosa-tyoutatsu/h23/index.html>

² 本報告書では、公正取引委員会が職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為防止法第2条第5項各号）を認定した事件のほか、職員が入札談合等関与行為防止法の職員による入札等の妨害の罪（第8条）を犯した事件、職員が刑法の競売入札妨害罪（第96条の6第1項）を犯した事件及び職員が刑法の談合罪（第96条の6第2項）の共犯となった事件を指す（これら事件をまとめて以下「官製談合事件」という。）。

本アンケート調査の調査対象発注機関

発送先	発送数	回答数	回収率
国の機関	25	25	100.0%
都道府県又は政令指定都市	67	67	100.0%
中核市又は人口 20 万人以上の地方公共団体	110	108	98.1%
人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体	420	399	95.0%
人口 5 万人未満の地方公共団体	1,191	996	83.6%
政府出資法人	205	173	84.4%
全体	2,018	1,768	87.6%

(注1)「国の機関」は、公正取引委員会が入札談合の未然防止等を目的として毎年開催している「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」に出席している行政機関である。

(注2)「都道府県又は政令指定都市」、「中核市又は人口 20 万人以上の地方公共団体」、「人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体」、「人口 5 万人未満の地方公共団体」は、平成 28 年 10 月 10 日時点においてそれぞれ該当する全ての地方公共団体である。

(注3)「政府出資法人」は、平成 29 年 4 月現在において国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している 212 法人から、廃止予定の法人及び清算中の法人を除いたものである。

(参考) 23 年調査の調査対象発注機関

発送先	発送数	回答数	回収率
国の機関	22	20	90.9%
都道府県	41	39	95.1%
政令指定都市	17	16	94.1%
中核市	35	35	100.0%
人口 30 万人以上の地方公共団体	28	27	96.4%
人口 5 万人以上 30 万人未満の地方公共団体	200	192	96.0%
政府出資法人	183	162	88.5%
全体	526	491	93.3%

(注1)「国の機関」は、公正取引委員会が入札談合の未然防止等を目的として毎年開催している「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」に出席している行政機関である。

(注2)「都道府県」、「政令指定都市」、「中核市」及び「人口 30 万人以上の地方公共団体」は、平成 22 年 3 月末時点においてそれぞれ該当する全ての地方公共団体である。ただし、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生を踏まえ、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた地方公共団体（以下「被災地方公共団体」という。）等については、原則発送を取りやめた。

(注3)「人口 5 万人以上 30 万人未満の地方公共団体」は、平成 22 年 3 月末時点において該当する地方公共団体から被災地方公共団体等を原則として除き、無作為に抽出した 200 の地方公共団体である。

(注4)「政府出資法人」は、平成 23 年 1 月現在において国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している 218 法人（独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人等）から、被災地方公共団体の区域に所在する法人、廃止予定の法人及び清算中の法人を除いたものである。

(2) ヒアリング調査

アンケート調査の記述式回答において、他の発注機関にも参考となると思われる取組例を回答した発注機関 130 機関に対して、電話又は面談の方法によるヒアリング調査を行った。

(3) 調査項目

アンケート調査票（参考資料 1）のとおり。

第2 調査結果

1 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定の整備

(1) 秘密情報の管理に関する取組

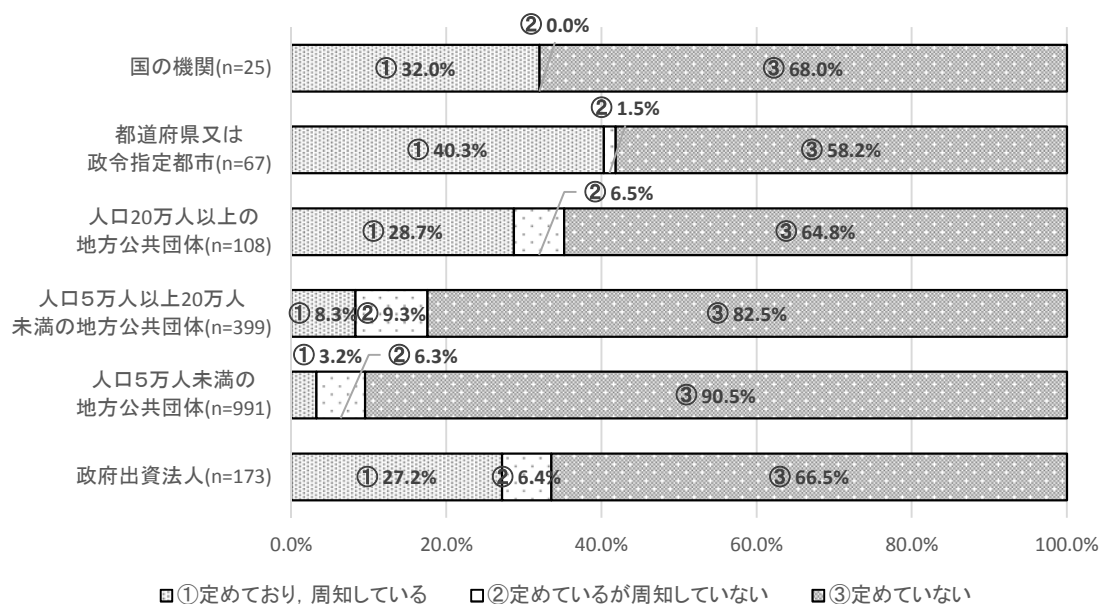
ア 秘密情報の内容の明確化とその周知

アンケート調査において、入札等に係る秘密情報の内容等を定め、職員に周知しているかについて尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、「③定めていない」と回答した割合が高く、「③定めていない」と回答した割合が最も低い「都道府県又は政令指定都市」であっても 58.2%の発注機関が定めていなかった。

問8 秘密情報の管理に関する取組

貴機関では、入札等に係る秘密情報が何であるか（例えば、公表されていない予定価格、指名業者名、総合評価落札方式における入札参加業者の技術評価点等）や、それらが秘密情報として扱われる期間について定め、その内容を職員に周知していますか。

- ① 定めており、周知している
- ② 定めているが周知していない
- ③ 定めていない



(注1) 「n」は各設問における有効回答数である（以下同じ。）。

(注2) 中核市は「人口20万人以上の地方公共団体」に含む（以下同じ。）。

(注3) 表中の割合(%)については、小数第2位を四捨五入しているため、各項目の和が100%になるとは限らない（以下同じ。）。

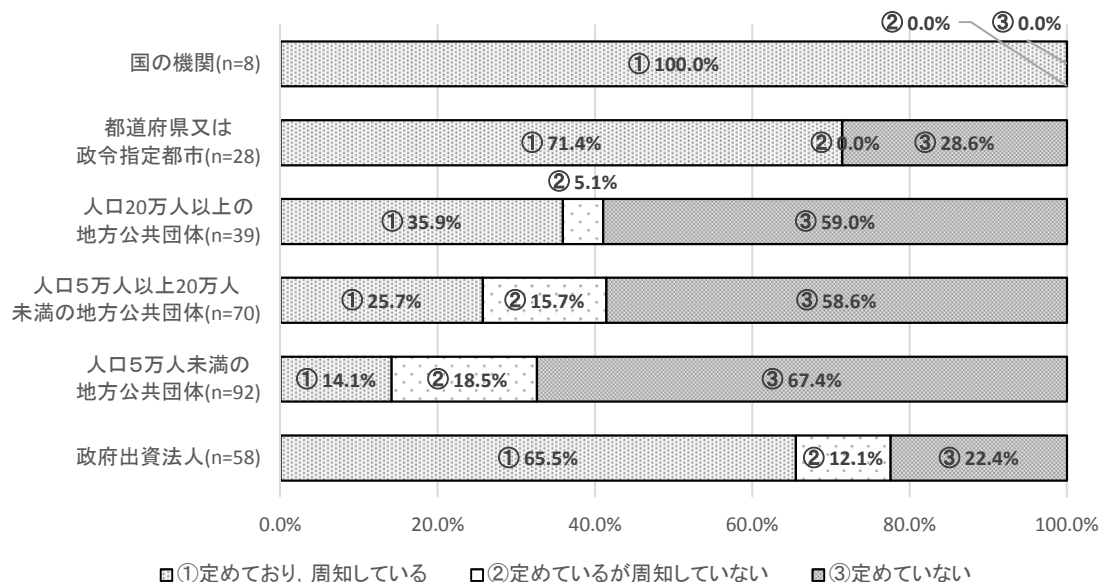
イ 秘密情報の管理方法に関する規定の整備及びその周知

アンケート調査において、入札等に係る秘密情報の内容等を定めていると回答した発注機関に対し、入札等に係る秘密情報の管理方法について明記した規定を定め、その内容を職員に周知しているかについて尋ねたところ、「国の機関」では100.0%、「都道府県又は政令指定都市」では71.4%の発注機関が「①定めており、周知している」と回答する一方、「人口5万人未満の地方公共団体」では「①定めており、周知している」と回答した割合は14.1%であった。

問8-2

問8で「①定めており、周知している」又は「②定めているが周知していない」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、入札等に係る秘密情報の管理方法について明記した規定を定め、その内容を職員に周知していますか。

- ① 定めており、周知している
- ② 定めているが周知していない
- ③ 定めていない



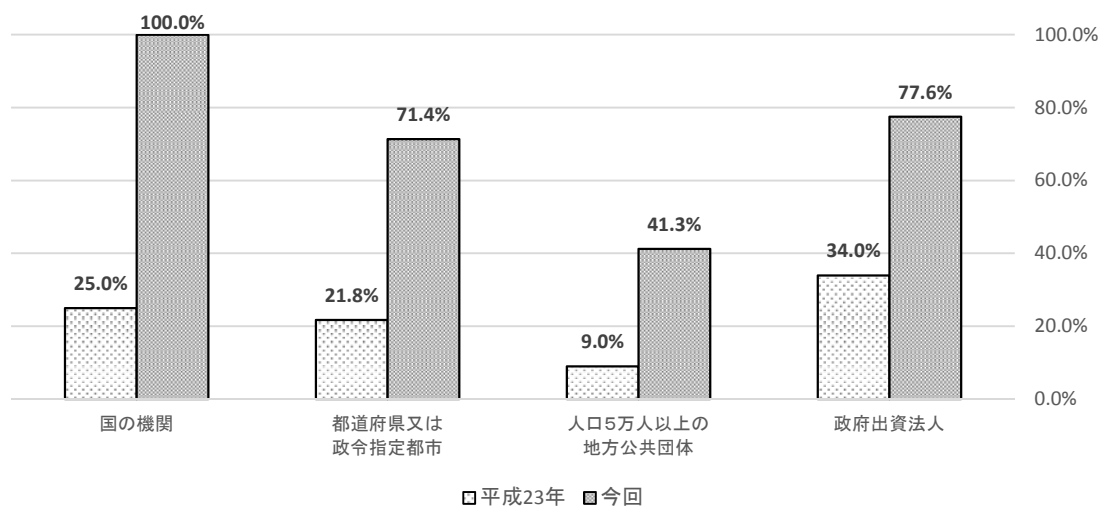
本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 作成途中で不要となった秘密情報が含まれる書類については、シュレッダー等で確実に処分すること、またそのような情報が含まれる電子データについては削除することをマニュアルに明記し、職員にも周知している。(人口5万人未満の地方公共団体)

【参考】23 年調査との比較

23 年調査においても，入札等に係る秘密情報の管理についての規定を定めているか尋ねている。今回の調査結果と比較すると以下のとおりであり，いずれの発注機関区分においても規定を定めている発注機関の割合は高くなっている。

入札等に係る秘密情報の管理についての規定の有無



(注1) 平成23年の数値は，23年調査における「貴機関では，入札等に係る秘密情報（公表されていない予定価格，指名業者名，公表前の発注予定工事情報等）の管理についての規定を定めていますか。」との問いに対し，「①定めている」と回答した割合である。

(注2) 今回の数値は「①定めており，周知している」と「②定めているが周知していない」と回答したものの合計である。

ウ 秘密情報の管理方法に関する規定の内容

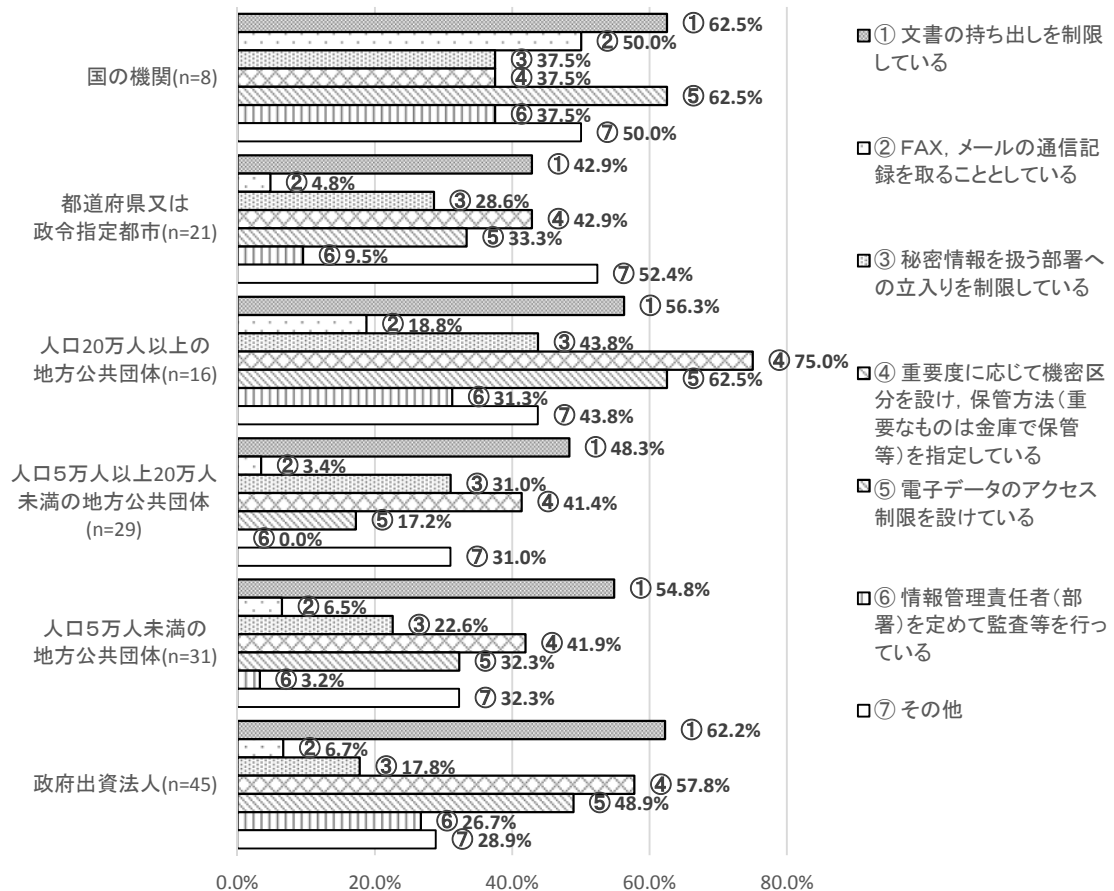
アンケート調査において、入札等に係る秘密情報の管理についての規定を定めていると回答した発注機関に対し、当該規定の内容を尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても「①文書の持ち出しを制限している」、「④重要度に応じて機密区分を設け、保管方法（重要なものは金庫で保管等）を指定している」及び「⑤電子データのアクセス制限を設けている」と回答した割合が高い。

「⑦その他」の内容としては、「入札参加者から提出された技術資料を、技術審査のために担当課に回す際には、入札参加者がわからないようにマスキングする」（政府出資法人）などの回答がみられた。

問 8－3

問 8－2 で「①定めており、周知している」又は「②定めているが周知していない」と回答した発注機関にお尋ねします。当該規定の内容を教えてください（複数回答可）。

- ① 文書の持ち出しを制限している
- ② FAX、メールの通信記録を取ることにしている
- ③ 秘密情報を扱う部署への立入りを制限している
- ④ 重要度に応じて機密区分を設け、保管方法（重要なものは金庫で保管等）を指定している
- ⑤ 電子データのアクセス制限を設けている
- ⑥ 情報管理責任者（部署）を定めて監査等を行っている
- ⑦ その他（具体的に記載してください）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 職員が担当外の書類を見るなどの不正を抑止することを目的として、共有フォルダのアクセスログを保存し、各職員がどのフォルダ・ファイルにいつアクセスしたのかを記録することにした。(人口 20 万人以上の地方公共団体)
- 設計額、予定価格、最低制限価格などの秘密情報が記載されている書類は、その管理について特に注意を払うべきであり、書類は手渡しによる持ち回りを原則としているが、不在の場合やロケーションの関係で難しい場合もあることも事実であるため、関係者以外には見られないようにすることを徹底するために、①夜間に決裁者の決裁箱に書類が留まることがないようにする、②執務終了間際に他庁舎宛てポストに書類を投函することは慎むことを契約課から毎年アナウンスしている。(人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体)
- 指名業者の選定に当たって使用した会議資料はすべて回収することを徹底している。(人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体)
- 入札情報書類は施錠されたロッカー等において保管しているほか、電子ファイルはパスワード化している。また、決裁を他課室に回付するときは必ず手渡しとしている。(人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体)
- 職場には、委託先の職員等の出入りもあるため、職員がパソコンから印刷を行った際には、離れた位置にあるプリンタから自動的に印刷物を出力するのではなく、プリンタに社員証をかざさないと出力されない設定にして、印刷した本人以外が印刷物を見ることができないようにした。(政府出資法人)
- 情報の持ち出しを防止するため、市販のUSBメモリを読み込めないようにしている。また、持ち出し可能なUSBメモリであっても、パスワードを一定回数間違えて入力すると自動的にデータが消去されるようにしている。(政府出資法人)

(2) 外部からの働きかけに対する対応

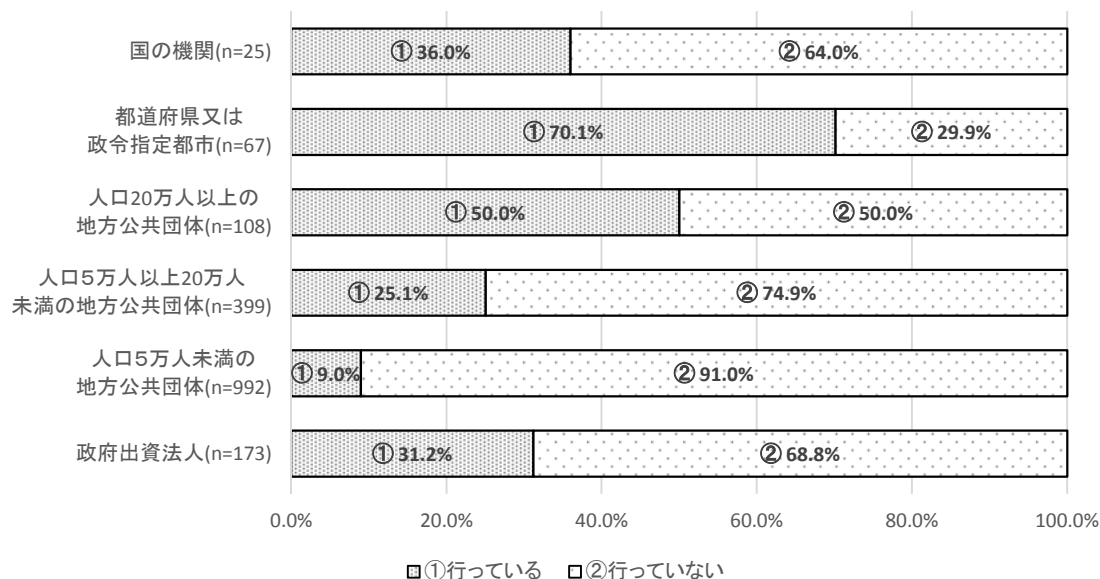
ア 外部からの働きかけに対する対応についての取組状況

アンケート調査において、職員が事業者・OB等の外部の者から、予定価格、設計金額、入札参加事業者名等の秘密情報等を漏らす、特定の事業者が入札等に参加できるようにするなどの法令に違反するような行為をすることを求める働きかけを受けた場合、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組を行っているか尋ねたところ、「都道府県又は政令指定都市」では70.1%、「人口20万人以上の地方公共団体」では50.0%の発注機関が「①行っている」と回答する一方、「国の機関」では「①行っている」と回答した割合は36.0%、「人口5万人未満の地方公共団体」では9.0%であった。

問6 外部からの働きかけに対する対応

近年、発注機関の中には、官製談合事件の防止のための取組として、公共調達に関し、職員が事業者・OB等の外部の者から、予定価格、設計金額、入札参加事業者名等の秘密情報等を漏らす、特定の事業者が入札等に参加できるようにするなどの法令に違反するような行為をすることを求める働きかけを受けた場合、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組が見られますが、貴機関ではこのような取組を行っていますか。また、取組を行っている場合は、取組を開始した時期と取組の内容を具体的に記載してください。

- ① 行っている
- ② 行っていない



本調査においては、次のような取組例がみられた。

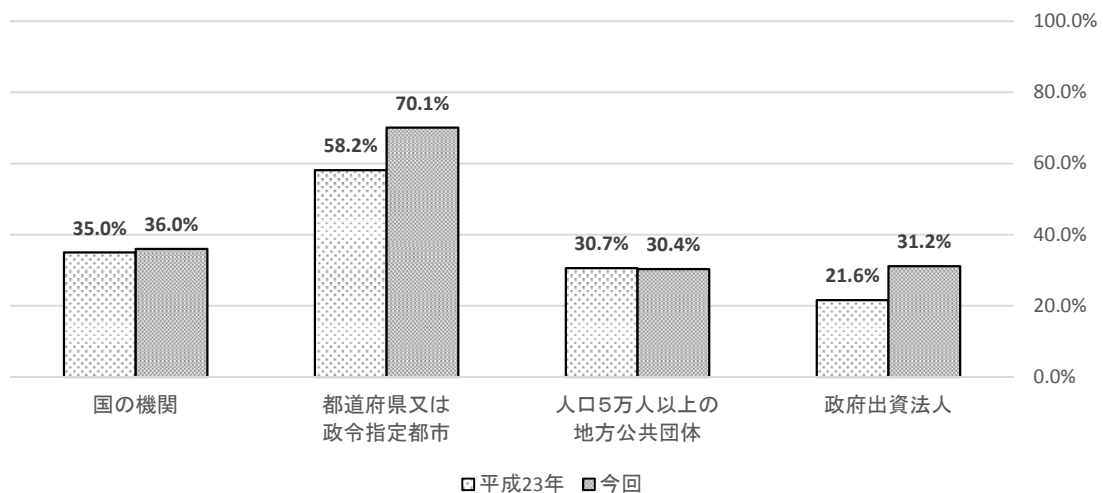
- 職員が事業者と接触する機会そのものを減少させることが、職員が外部からの働きかけを受けることの未然防止につながるため、入札参加業者からの問い合わせは基本的に電子メールによる方法に限ることとした。また、公平・公正の観点から照会された内容及び回答は、照会者等事業者の情報は一切わからないようにして、入札参加業者すべてに提供することとして、情報格差が生じないようにした。(都道府県又は政令指定都市)

- 外部から働きかけの電話を受けた場合は、通話内容を録音するように規定している。(人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体)
- 外部からの働きかけに対する注意事項について、定期的に管理職会議において周知している。(人口 5 万人未満の地方公共団体)
- 事業者との接触等について、点検票を用いた点検を実施し、必要に応じて、職員にも直接確認を行うこととしている。(政府出資法人)

【参考】23 年調査との比較

23 年調査では、外部から働きかけを受けた場合に、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組を行っているか尋ねている。今回の調査結果と比較すると以下のとおりであり、おおむね取組を行っている発注機関の割合は高くなっているものの、その割合は依然として高いとはいえない。

外部からの働きかけに対する取組を行っている割合



(注) 平成 23 年の数値は、23 年調査における「近年、発注機関の中には、官製談合事件の防止のための取組として、公共調達に関し、職員が事業者・OB等の外部の者から、予定価格、設計金額、入札参加事業者名等の秘密情報等を漏らす、特定の事業者が入札等に参加できるようにするなどの法令に違反するような行為をすることを求める働きかけを受けた場合、その内容を文書化して上司等に報告すること等を義務付けるといった取組が見られますが、貴発注機関ではこのような取組を行っていますか。」との問いに対し、「①行っている」と回答した割合である。

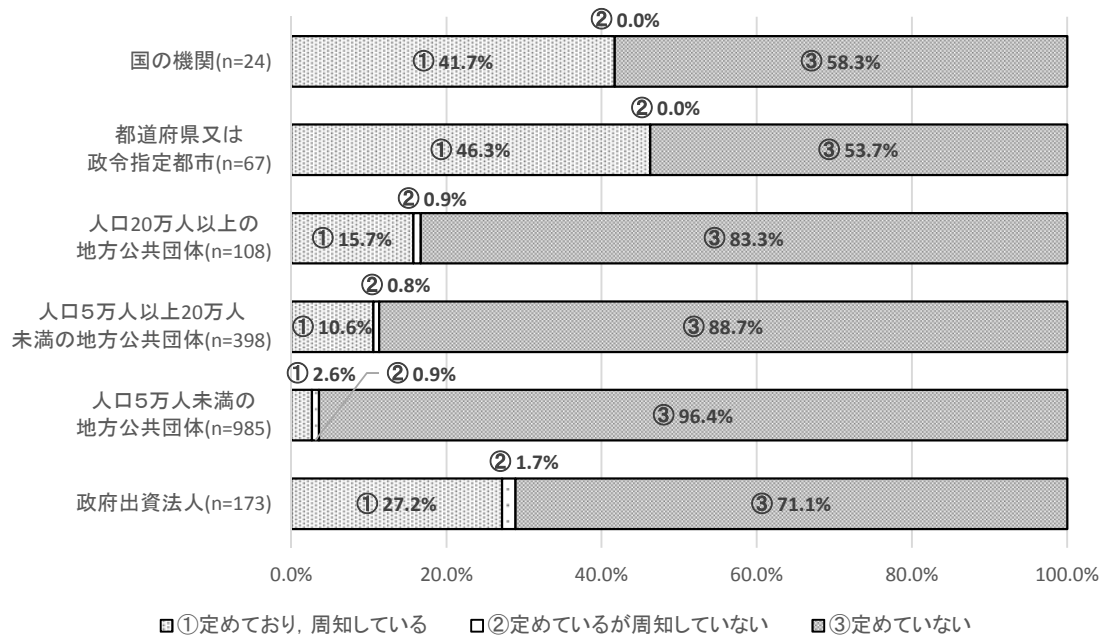
イ 外部との接触における留意点の作成・周知

アンケート調査において、発注担当職員と事業者又はOBとの接触に関して、例えば、応対は一人では行わない、定められた場所で応対するなど、留意すべき事項を定め、発注担当職員に周知しているか尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、「③定めていない」と回答した割合が高かった。

問7 外部との接触における留意点

貴機関では、発注担当職員と事業者又はOBとの接触に関して、例えば、応対は一人では行わない、定められた場所で応対するなど、留意すべき事項を定め、発注担当職員に周知していますか。また、周知している場合は、周知を開始した時期を具体的に記載してください。

- ① 定めており、周知している
- ② 定めているが周知していない
- ③ 定めていない



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 事業者等との応対に関する留意事項として「執務室を個室で有している職員は、事業者等から通常一般的な挨拶を受ける場合を除き、個室で事業者等を応接するときは他の職員を同席する」と明記している。(人口5万人以上20万人未満の地方公共団体)
- 事業者からの働きかけを受けにくくするため、原則複数者で対応することとしているが、職員数も少なく実行が難しいので、1人で対応する場合は、他の職員に（1人で対応する旨）声をかけてから対応している。(人口5万人未満の地方公共団体)

- 職務上関係のある外部者と職務外で接触の予定がある職員は、あらかじめ接触の日時、目的、接触する可能性のある関係者について、直属の上司、総務課長及び総務部長の決裁をとらなければならないこととしている。(人口5万人未満の地方公共団体)
- 事業者との対応は複数者で行うことを原則とし、これを徹底するため、担当者のみでは複数者で対応できない場合は担当者から管理職員に同席を求めるよう、あらかじめ管理職員から呼びかけている。(人口5万人未満の地方公共団体)
- 事業者との連絡において私用のパソコンや携帯電話を使用することを禁止しており、事業者にメールを送信する場合は、必ず他の職員もccに入れること、また、メールを受信した場合は速やかに管理職に転送することをルール化している。(政府出資法人)

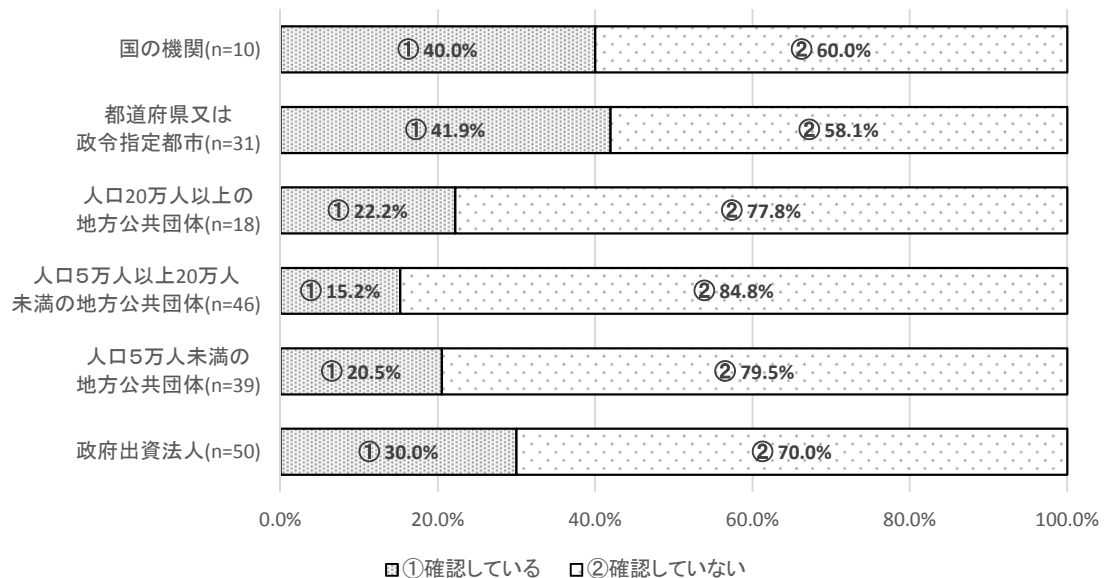
ウ 外部との接触における留意点の運用状況の確認

アンケート調査において、発注担当職員と事業者又はOBとの接触に関して、例えば、応対は一人では行わない、定められた場所で応対するなど、留意すべき事項を定めていると回答した発注機関に対し、運用状況を確認しているか尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、「②確認していない」と回答した割合が高く、「②確認していない」と回答した割合が最も低い「都道府県又は政令指定都市」であっても、「①確認している」と回答した割合は41.9%であった。

問7-2

問7で「①定めており、周知している」又は「②定めているが周知していない」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、留意すべき事項について運用状況を確認していますか。また、確認している場合は、確認方法を具体的に記載してください。

- ① 確認している
- ② 確認していない



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 外部との接触に係る記録を作成し、その結果を上司へ報告するよう定めているほか、内部監査等で実施状況を確認している。(国の機関)
- 外部と接触した場合は、働きかけの有無にかかわらず記録することをルール化し、毎月、その結果について総務課で確認を行っている。(人口5万人以上20万人未満の地方公共団体)
- 応対する場所は必ず報告することとし、変更があった場合にも報告することを義務付けている。その記録状況については、監査部が監査を行っている。(政府出資法人)

(3) 官製談合事件に関わった職員に対する懲戒

アンケート調査において、懲戒規定に官製談合事件を想定した規定や標準例があるか尋ねたところ、「①ある」と回答した発注機関の割合は、「都道府県又は政令指定都市」が53.7%と半数を超えている。一方、他の発注機関区分では、「①ある」と回答した割合が2～4割程度にとどまっている。

問5 官製談合事件に関わった職員に対する懲戒

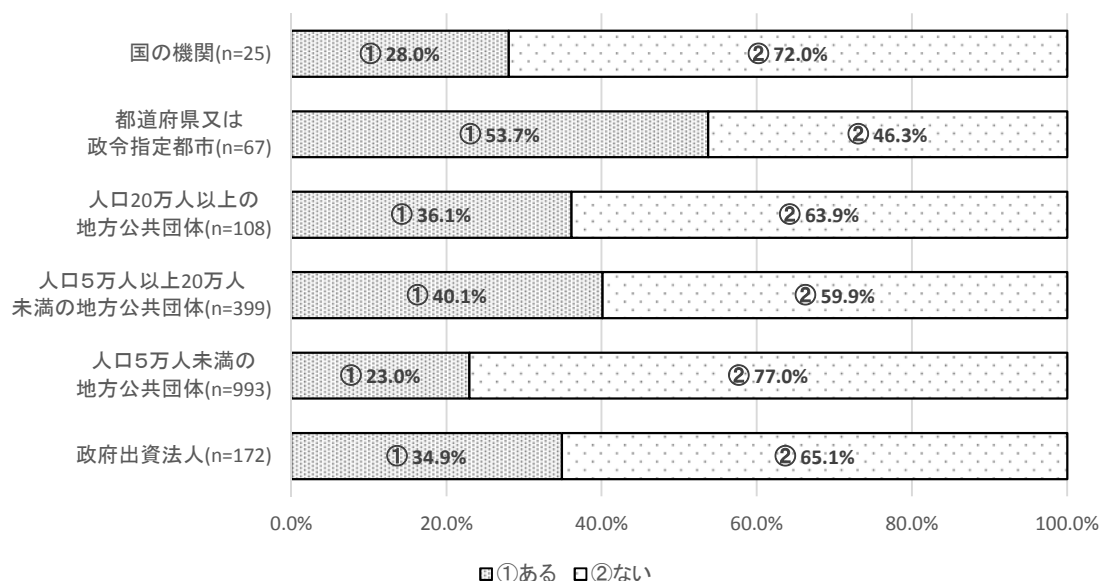
貴機関の懲戒規定において、官製談合事件を想定した規定や標準例（例えば、次のような具体例を明記したものをいいます。）はありますか。

なお、官製談合事件が生じたときは「信用失墜」等の一般規定を適用するという場合は「②ない」と回答してください。

【例1】
入札談合等関与行為の排除及び防止（並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰）に関する法律第2条第5項各号に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員は〇〇とする。

【例2】
入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他のものに談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は〇〇とする。

① ある
② ない



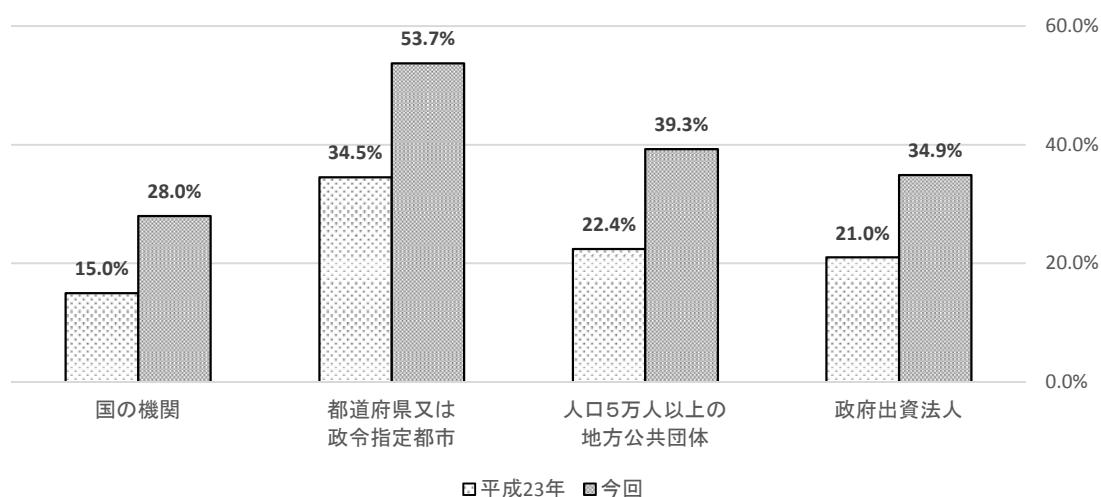
本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 人事院の懲戒処分に関する指針³が改正されたことを把握し、当市の指針の内容と見比べたところ、入札談合に関与した場合に関する規定が抜けていることがわかったので、当市の懲戒規定も改定し、入札談合等関与行為が懲戒の対象になることを明記することとした。1人の職員による入札談合等の関与行為であっても市全体の信頼を損なうことになるため、処分の対象と明記することで、関与した職員に対して市は厳しい処分を課す姿勢であることを明らかにしている。(人口5万人以上20万人未満の地方公共団体)
- 職員が入札談合等に関与した場合、懲戒処分の対象となることについてコンプライアンス・マニュアルに記載した。懲戒処分の対象になるだけでなく、職員個人の金銭等の不利益、職場への影響や家族への影響なども記載し、その内容を説明したことは職員の綱紀保持に効果があったように感じる。(人口5万人未満の地方公共団体)

【参考】23年調査との比較

23年調査では、懲戒規定に官製談合事件を想定した規定や標準例があるか尋ねている。今回の調査結果と比較すると以下のとおりであり、いずれの発注区分においても取組を行っている発注機関の割合は高くなっているものの、その割合は依然として高いとはいえない。

懲戒規定に官製談合事件を想定した規定や標準例がある割合



(注) 平成23年の数値は、23年調査における「貴発注機関の懲戒規定において、官製談合事件を想定した規定や標準例はありますか。」との問いに対し、「①ある」と回答した割合である。

³ 懲戒処分の指針について(平成12年3月31日職職-68。最終改正:平成28年9月30日職審-231)

(4) コンプライアンス・マニュアル

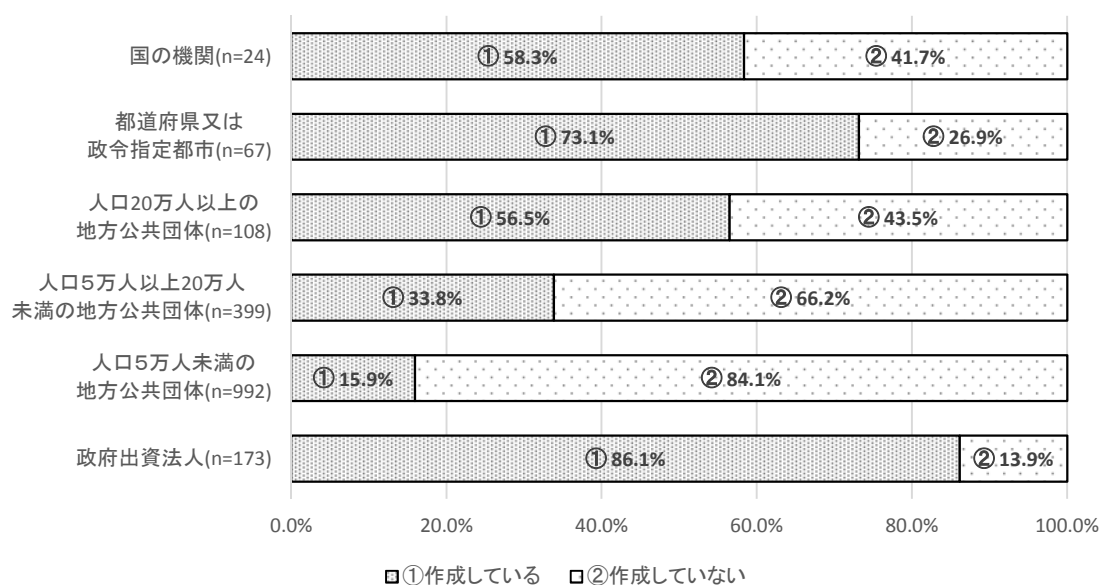
ア コンプライアンス・マニュアルの作成

アンケート調査において、コンプライアンス・マニュアルの作成状況を尋ねたところ、「都道府県又は政令指定都市」及び「政府出資法人」では、「①作成している」と回答した割合がそれぞれ73.1%及び86.1%と高かった。一方、「人口5万人未満の地方公共団体」では15.9%にとどまった。

問3 コンプライアンス・マニュアルの作成

貴機関では、コンプライアンスに関する服務規程やマニュアル等（以下「コンプライアンス・マニュアル」といいます。）を作成していますか。

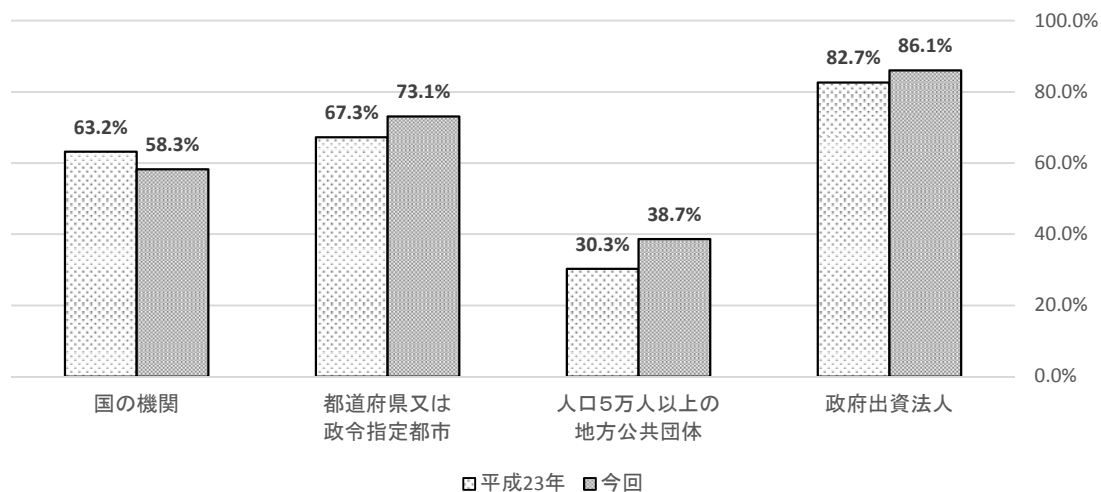
- ① 作成している
- ② 作成していない



【参考】23 年調査との比較

23 年調査では、コンプライアンス・マニュアルの作成状況を尋ねている。今回の調査結果と比較すると以下のとおりであり、コンプライアンス・マニュアルを作成している発注機関の割合はおおむね高まっている。

コンプライアンス・マニュアルを作成している割合



(注1) 割合が低くなっている「国の機関」において、作成している発注機関の数自体は減っていない。

(注2) 平成23年の数値は、23年調査における「貴機関では、コンプライアンスに関する服務規程やマニュアル等を作成していますか。」との問いに対し、「①作成している」と回答した割合である。

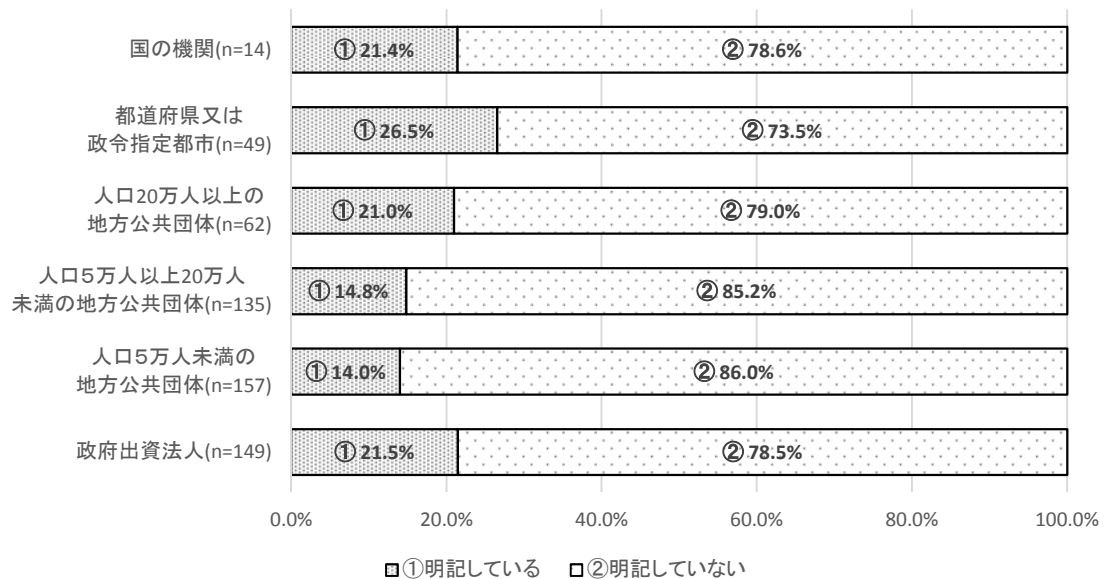
イ コンプライアンス・マニュアルへの入札談合等関与行為防止法の明記

アンケート調査において、コンプライアンス・マニュアルを作成していると回答した発注機関に対し、当該コンプライアンス・マニュアルに入札談合等関与行為防止法に違反する行為を行わないよう明記しているか尋ねたところ、「①明記している」と回答した発注機関の割合はいずれの発注機関区分においても低く、コンプライアンス・マニュアルを作成していると回答した発注機関が多かった「都道府県又は政令指定都市」及び「政府出資法人」であっても、そのマニュアルに入札談合等関与行為防止法に違反する行為を行わないよう明記している発注機関の割合は3割に満たない。

問3-2

問3で「①作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。コンプライアンス・マニュアルに、入札談合等関与行為防止法に違反する行為を行わないよう明記していますか。また、明記している場合は、明記した時期を具体的に記載してください。

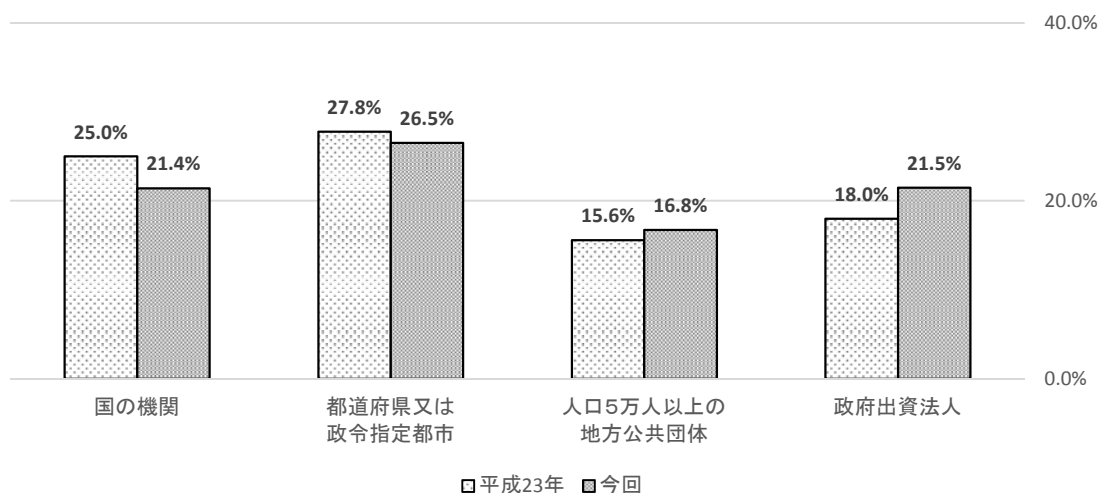
- ① 明記している
- ② 明記していない



【参考】23 年調査との比較

23 年調査では、コンプライアンス・マニュアルに入札談合等関与行為防止法に違反する行為を行わないよう明記しているか尋ねている。今回の調査結果と比較すると以下のとおりであり、いずれの発注機関区分においても明記している割合は依然として低い。

コンプライアンス・マニュアルに入札談合等関与行為等を行わないよう明記している割合



(注1) 割合が低くなっている「国の機関」及び「都道府県又は政令指定都市」において、明記している発注機関の数自体は減っていない。

(注2) 平成23年の数値は、23年調査における「コンプライアンス・マニュアルに、入札談合等関与行為防止法に違反する行為を行わないよう明記していますか。」との問いに対し、「①明記している」と回答した割合である。

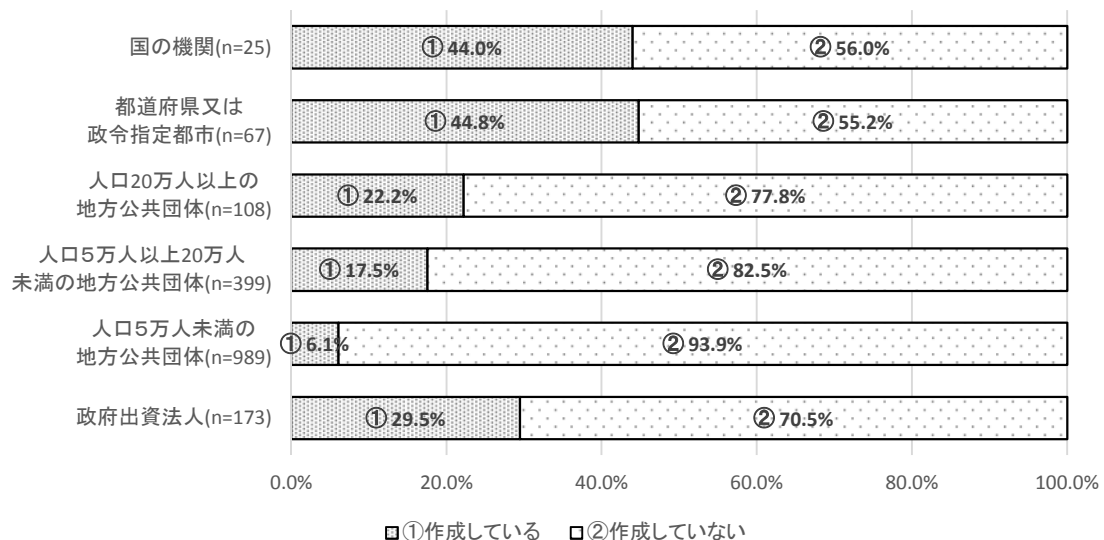
ウ 発注担当職員向けマニュアルの作成

アンケート調査において、発注担当職員が官製談合事件に関わることをないように特に注意すべき事項（入札談合等関与行為防止法等の関係法令，問題が生じた際に採るべき行動）等を整理した発注担当職員向けのマニュアルを作成しているか尋ねたところ、「①作成している」と回答した割合が比較的高かった「国の機関」及び「都道府県又は政令指定都市」であっても、その割合はそれぞれ 44.0%及び 44.8%と半数に満たない状況であった。

問 4 発注担当職員向けマニュアルの作成

貴機関では、問 3 のコンプライアンス・マニュアルとは別に、発注担当職員が官製談合事件に関わることをないように特に注意すべき事項（入札談合等関与行為防止法等の関係法令，問題が生じた際に採るべき行動）等を整理した発注担当職員向けのマニュアルを作成（発注・契約事務の進め方についてのマニュアルに記載している場合を含みます。）していますか。また、作成している場合は、作成時期を具体的に記載してください。

- ① 作成している
- ② 作成していない



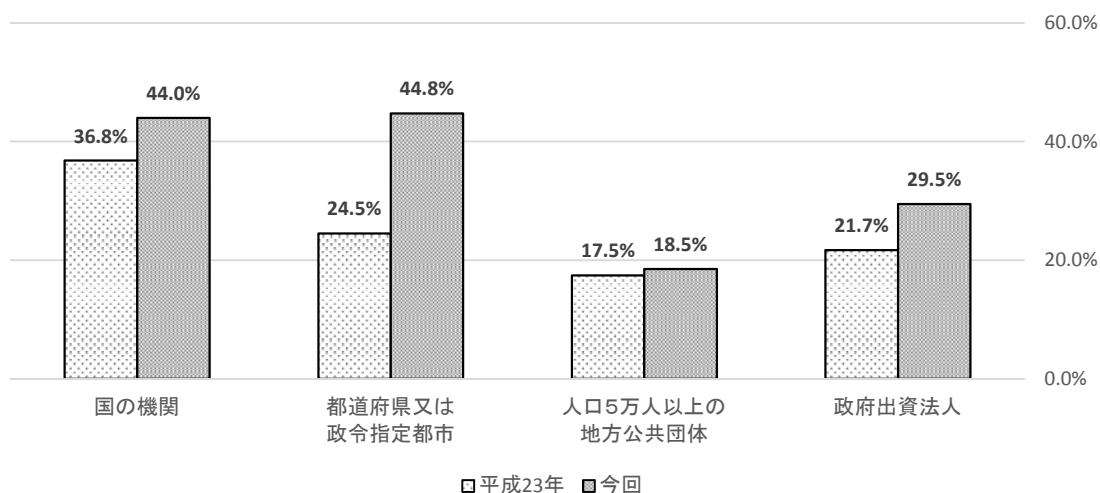
本調査においては、次のような取組例がみられた。

- マニュアルを作成するきっかけは、一般競争入札を導入することに伴い、契約手続が大幅に変更されることから、職員向けの手引書が必要となったためであるが、マニュアルに入札談合等関与行為防止法上、職員が遵守すべき内容を記載したことにより、職員に対する教育ツールとしても活用できている。（人口5万人未満の地方公共団体）
- ウェブサイトに公開されている国の機関のマニュアルを参考に作成したため、効率的に作成できた。（政府出資法人）

【参考】23 年調査との比較

23 年調査では、発注担当職員が官製談合事件に関わることをないように特に注意すべき事項等を整理した発注担当職員向けのマニュアルを作成しているか尋ねている。今回の調査結果と比較すると以下のとおりであり、特に「都道府県又は政令指定都市」においては作成している発注機関の割合が高くなっている。

発注担当職員向けのマニュアルを作成している割合



(注) 平成 23 年の数値は、23 年調査における「貴発注機関では、問 6 のコンプライアンス・マニュアルとは別に、発注担当職員が官製談合事件に関わることをないように特に注意すべき事項（入札談合等関与行為防止法等の関係法令、問題が生じた際に採るべき行動）等を整理した発注担当職員向けのマニュアルを作成（発注・契約事務の進め方についてのマニュアルに記載している場合を含みます。）していますか。」との問いに対し、「①作成している」と回答した割合である。

エ 発注担当職員向けマニュアルの記載項目

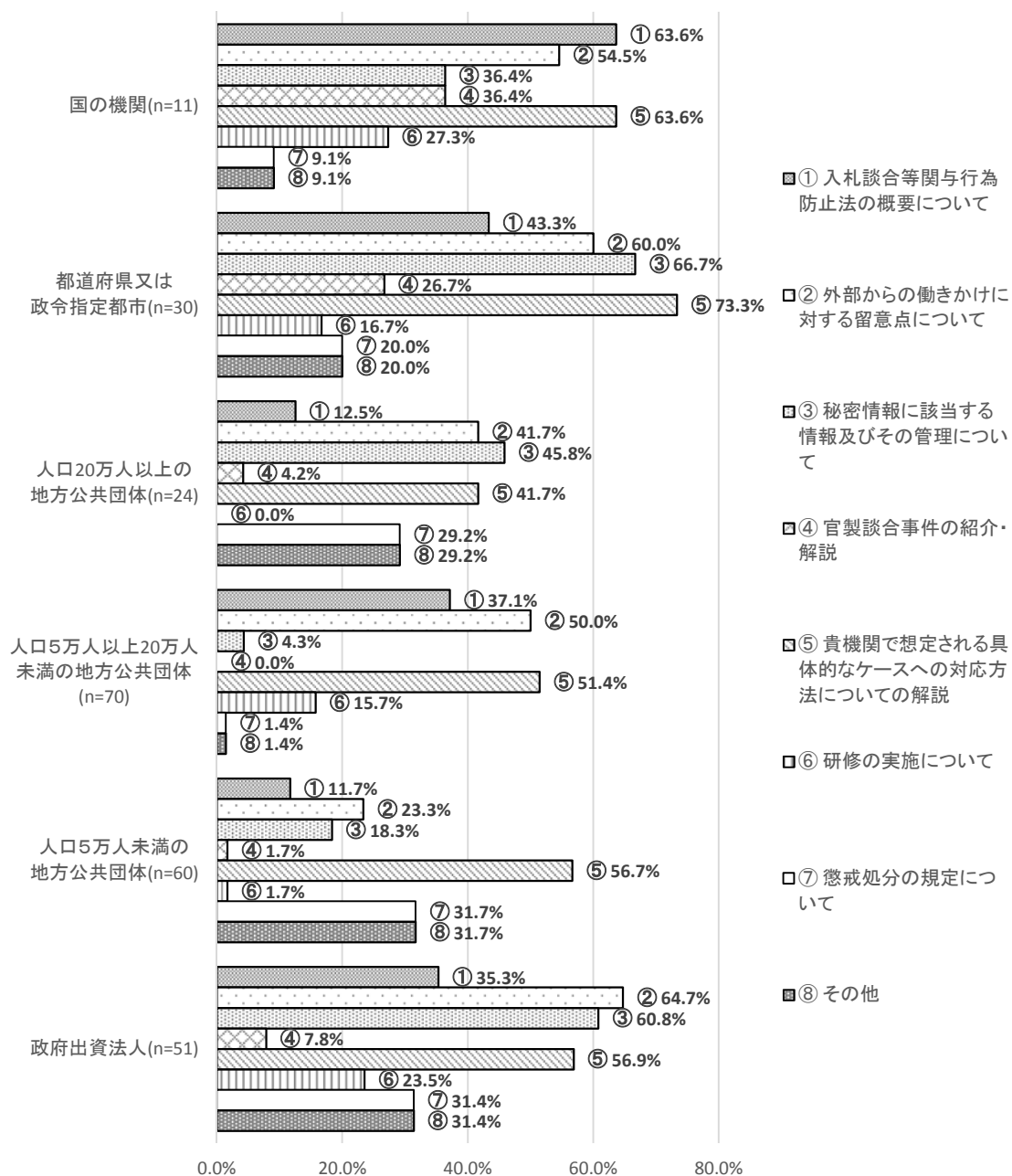
アンケート調査において、発注担当職員向けマニュアルを作成していると回答した発注機関に対し、発注担当職員向けマニュアルに記載されている内容について尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、「⑤貴機関で想定される具体的なケースへの対応方法についての解説」及び「②外部からの働きかけに対する留意点について」を挙げるものが多い。

「⑧その他」としては、「内部通報・外部通報の手続手順」（国の機関）、「コンプライアンスの推進について」（政府出資法人）といった回答がみられた。

問 4－2

問 4 で「①作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該マニュアルにはどのような項目を記載していますか（複数回答可）。

- ① 入札談合等関与行為防止法の概要について
- ② 外部からの働きかけに対する留意点について
- ③ 秘密情報に該当する情報及びその管理について
- ④ 官製談合事件の紹介・解説
- ⑤ 貴機関で想定される具体的なケースへの対応方法についての解説
- ⑥ 研修の実施について
- ⑦ 懲戒処分の規定について
- ⑧ その他（具体的に記載してください）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 作成したマニュアルには、外部からの働きかけ対策の1つとして、執務室における打合せスペース等の望ましい配置例を記載した。(国の機関)

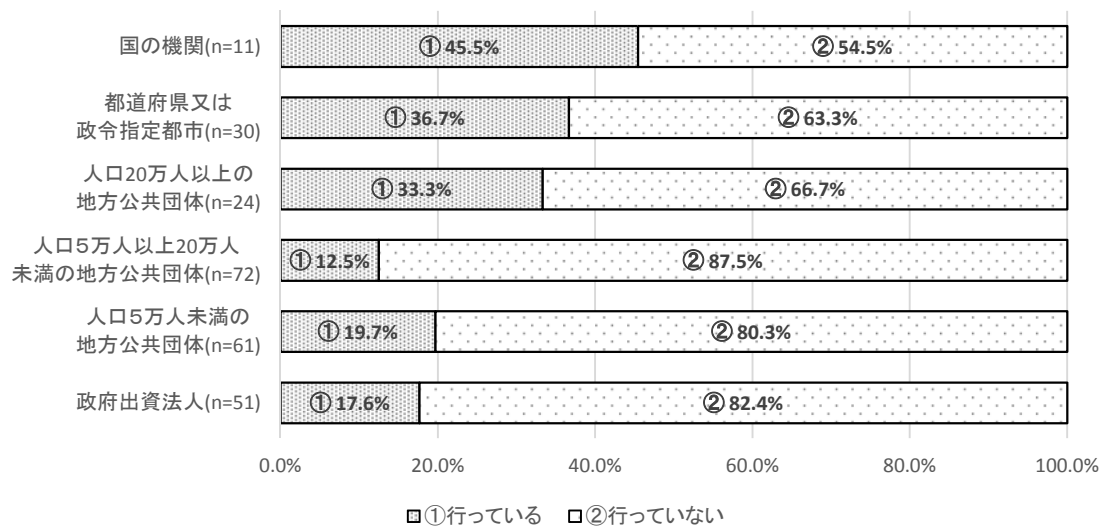
オ 発注担当職員向けマニュアルの見直し

アンケート調査において、発注担当職員向けマニュアルを作成していると回答した発注機関に対し、発注担当職員向けマニュアルに記載されている内容について見直しを行っているか尋ねたところ、「①行っている」と回答した割合が最も高い「国の機関」であってもその割合は45.5%であった。

問4－3

問4で「①作成している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該マニュアルの内容について、作成以降に見直しを行っていますか（組織改編による通報窓口等部署の変更等の形式的な見直しは除く）。また、行っている場合は、見直した内容を具体的に記載してください。

- ① 行っている
- ② 行っていない



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 発注事務の各段階における留意点を記載するとともに、Q&Aを追加した。Q&Aの見直しは担当者が異動する都度、分かりにくい点はないかを確認・検討している。（国の機関）
- マニュアルは職員向けの研修資料としても活用しているが、職員から記載していない内容について質問された事項を他の職員にも参考になるので追記している。（都道府県又は政令指定都市）
- マニュアルを作成したにもかかわらず事件が発生した原因は、契約職員等における基本的な心構えなどを記載した箇所が、マニュアルの後半部分にあり、しっかりと読まれていない可能性があったことにあるのを踏まえ、職員の目に付きやすい冒頭部分に移動させるとともに、注意喚起を促す文書を追加する見直しを行った。（都道府県又は政令指定都市）

2 職員に入札談合等に関与させないための体制面の発注機関内部の体制面の整備及び外部機関の活用

(1) 発注機関内部における体制整備

ア コンプライアンス担当部課室の設置

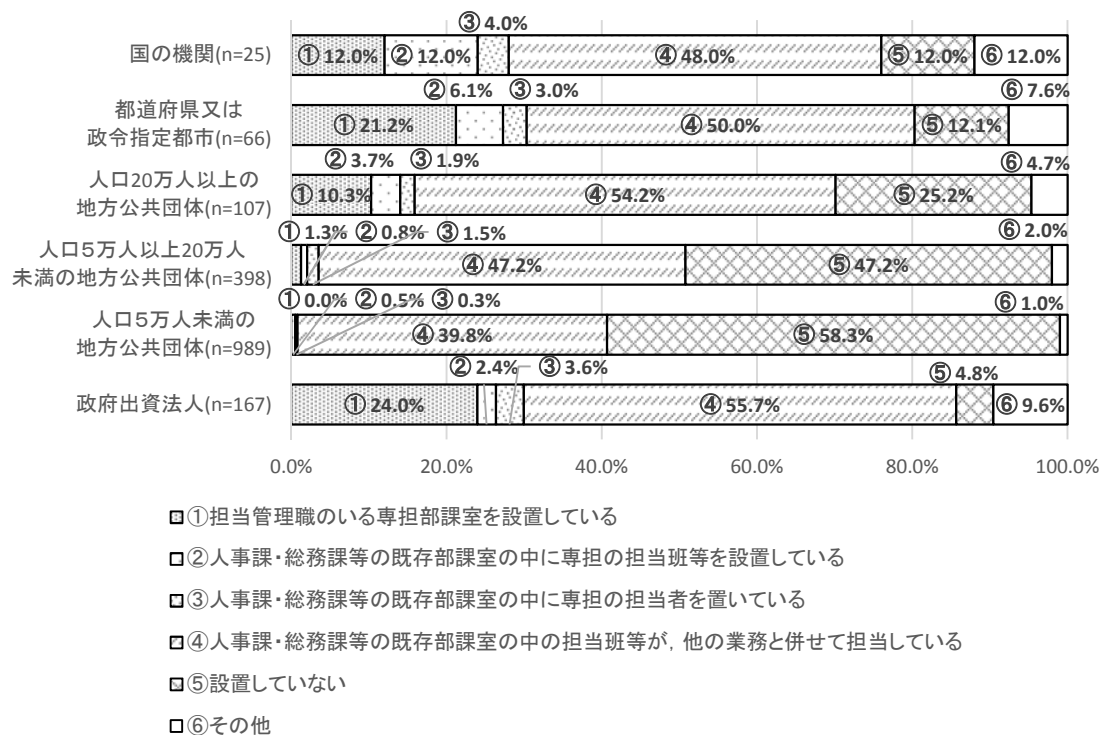
アンケート調査において、職員のコンプライアンスを担当する部課室を設置しているか尋ねたところ、「⑤設置していない」と回答した発注機関の割合は、「国の機関」、「都道府県又は政令指定都市」及び「政府出資法人」は低い一方、「人口5万人未満の地方公共団体」は、58.3%と過半である。

「⑥その他」の内容としては、「総務課に任期付職員として弁護士資格を持つ者を配置している」（人口5万人未満の地方公共団体）、「本社、支社、各事務所にコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス担当者を置いている」（政府出資法人）などの回答がみられた。

問2 コンプライアンス専担部課室の設置

貴機関では、職員のコンプライアンスを担当する部課室を設置していますか。設置している場合は、設置した時期を具体的に記載してください。

- ① 担当管理職のいる専担部課室を設置している
- ② 人事課・総務課等の既存部課室の中に専担の担当班等を設置している
- ③ 人事課・総務課等の既存部課室の中に専担の担当者を置いている
- ④ 人事課・総務課等の既存部課室の中の担当班等が、他の業務と併せて担当している
- ⑤ 設置していない
- ⑥ その他（具体的に記載してください）



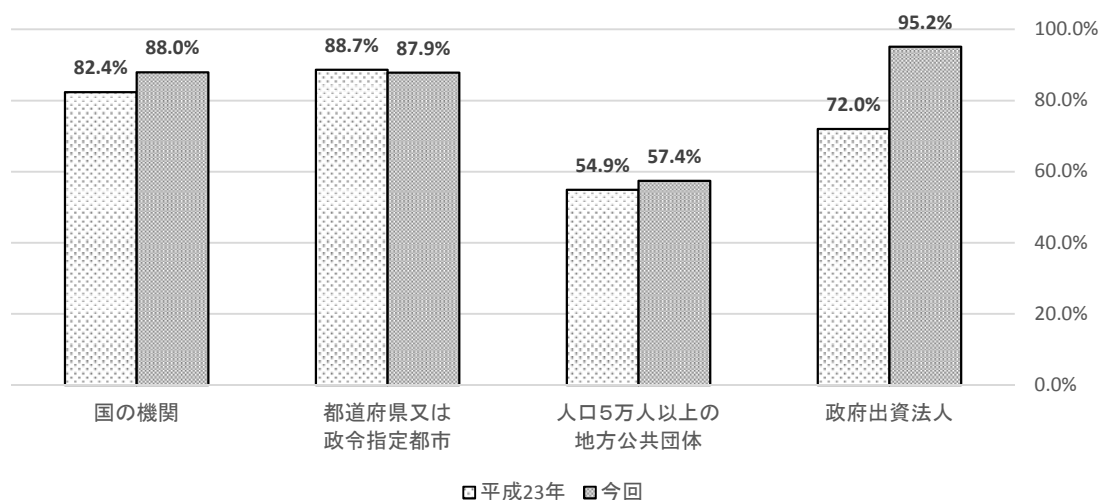
本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 総務部に任期付弁護士を配置するとともに、市長からコンプライアンスの問題は重要であるため、内部だけでなく、外部の有識者による検討・意見をもらえる体制を整えておくべしという指示を受けてコンプライアンス委員会を設置した。（人口5万人以上20万人未満の地方公共団体）
- コンプライアンス推進室では、職員のコンプライアンスの向上を図るためにeラーニング（教材）を作成し、全職員に受講を促している。また、受講状況についてチェックを行っており、受講していない職員に対しては、（コンプライアンス推進室から）督促して必ず受講させている。（政府出資法人）

【参考】23年調査との比較

23年調査では、職員のコンプライアンスを担当する部課室を設置しているか尋ねている。今回の調査結果と比較すると以下のとおりであり、いずれの発注機関区分においても設置の割合はおおむね高くなっている。

職員のコンプライアンスを担当する部課室を設置している割合



（注1）割合が低くなっている「都道府県又は政令指定都市」において、設置している発注機関の数自体は減っていない。

（注2）平成23年の数値は、23年調査における「貴機関では、職員のコンプライアンスを担当する部課室を設置していますか。」との問いに対し、「①担当管理職のいる専担部署を設置している」、「②人事課・総務課等の既存部署の中に専担の担当班等を設置している」、「③人事課・総務課等の既存部署の中に専担の担当者を置いている」、「④人事課・総務課等の既存部署の中の担当班等が、他の業務と併せて担当している」及び「⑥その他（具体的な内容）」を合わせたものである。

（注3）今回の数値は、「①担当管理職のいる専担部課室を設置している」、「②人事課・総務課等の既存部課室の中に専担の担当班等を設置している」、「③人事課・総務課等の既存部課室の中に専担の担当者を置いている」、「④人事課・総務課等の既存部課室の中の担当班等が、他の業務と併せて担当している」及び「⑥その他（具体的に記載してください）」を合わせたものである。

イ 発注担当部課室と契約担当部課室の分離

アンケート調査において、発注担当部課室と契約担当部課室を分離しているか尋ねたところ、「都道府県又は政令指定都市」及び「人口 20 万人以上の地方公共団体」においては、「①分離している」と回答した発注機関の割合は、それぞれ 78.8%、86.1%と高かった。

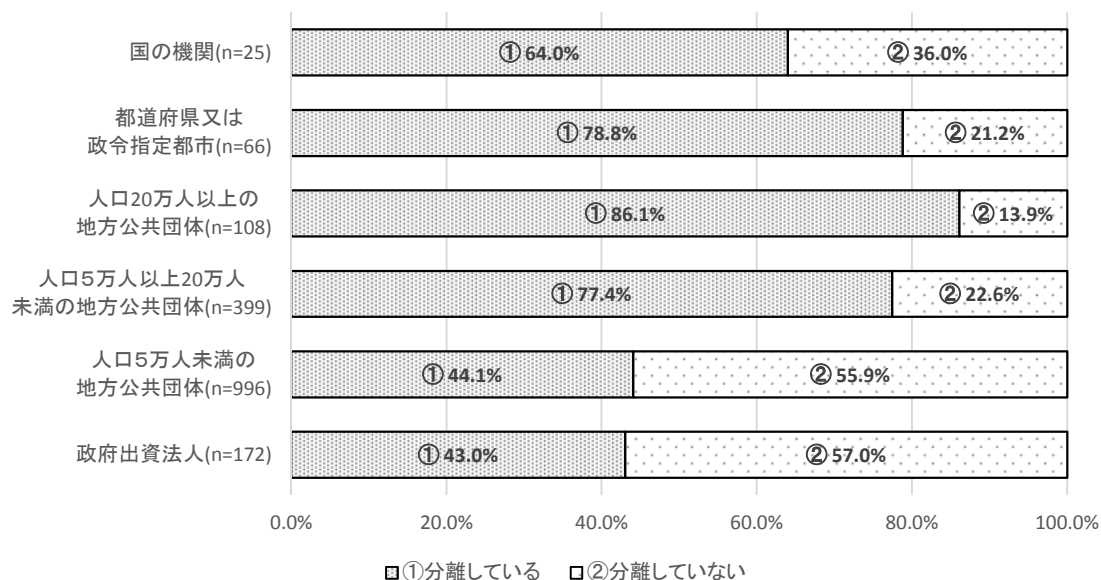
他方、「人口 5 万人未満の地方公共団体」及び「政府出資法人」では、「①分離している」と回答した発注機関の割合は、44.1%及び 43.0%であった。

問 1 1 発注担当部課室と契約担当部課室の分離

貴機関では、発注担当部課室と契約担当部課室を分離していますか。また、分離している場合は、分離することとした時期を具体的に記載してください。

なお、一定金額以上の予定価格、物件の内容等により一部実施しているといった場合には「①分離している」を選択してください。

- ① 分離している
- ② 分離していない



ウ 仕様書等のチェック

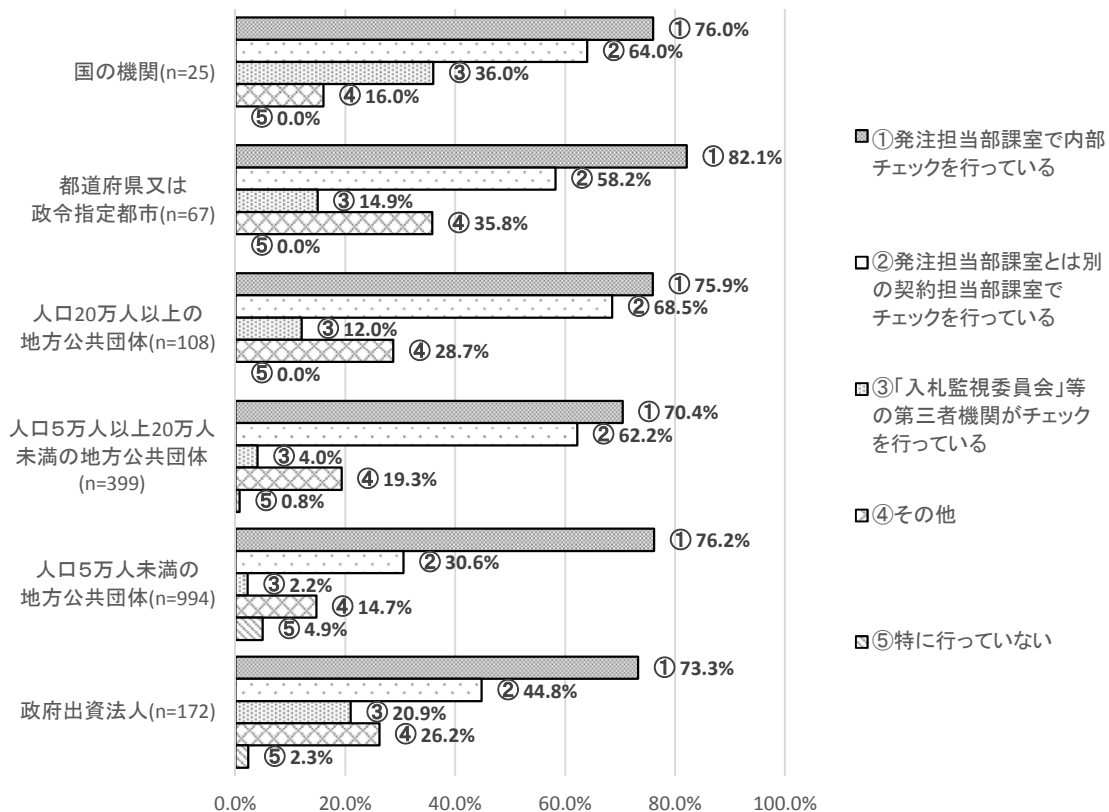
アンケート調査において、入札等に付す工事や物品の仕様書、設計書や入札参加資格についてのチェックを行っているか尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、「①発注担当部課室で内部チェックを行っている」と回答した発注機関の割合が高かった。「人口5万人未満の地方公共団体」及び「政府出資法人」以外の発注機関においては、発注担当部課室とは別の部課室や機関がチェックを行っている割合が過半であった。

「④その他」としては、「発注担当課、技術審査担当課及び契約担当課で構成される技術審査会でチェックしている」（国の機関）、「複数の部局の管理職職員で構成する専門委員会でチェックを行っている」（人口5万人未満の地方公共団体）、「工事の施工管理を担当する課で複数の職員がチェックを行っている」（政府出資法人）などの回答がみられた。

問12 仕様書等のチェック

入札等に付す工事や物品の仕様書、設計書や入札参加資格についてのチェックを行っていますか（複数回答可）。

- ① 発注担当部課室で内部チェックを行っている
- ② 発注担当部課室とは別の契約担当部課室でチェックを行っている
- ③ 「入札監視委員会」等の第三者機関がチェックを行っている
- ④ その他（具体的に記載してください）
- ⑤ 特に行っていない



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 複数の内部委員会（契約審査会、業者選定会）で、当市の基準を満たす入札手続がなされているか、仕様書等における問題点はないかなどをチェックしている。（人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体）
- 発注、契約部局とは別に工事検査担当課、入札執行担当課において仕様書等のチェックを行っている。（人口 5 万人未満の地方公共団体）

エ 不自然な入札結果等の検証

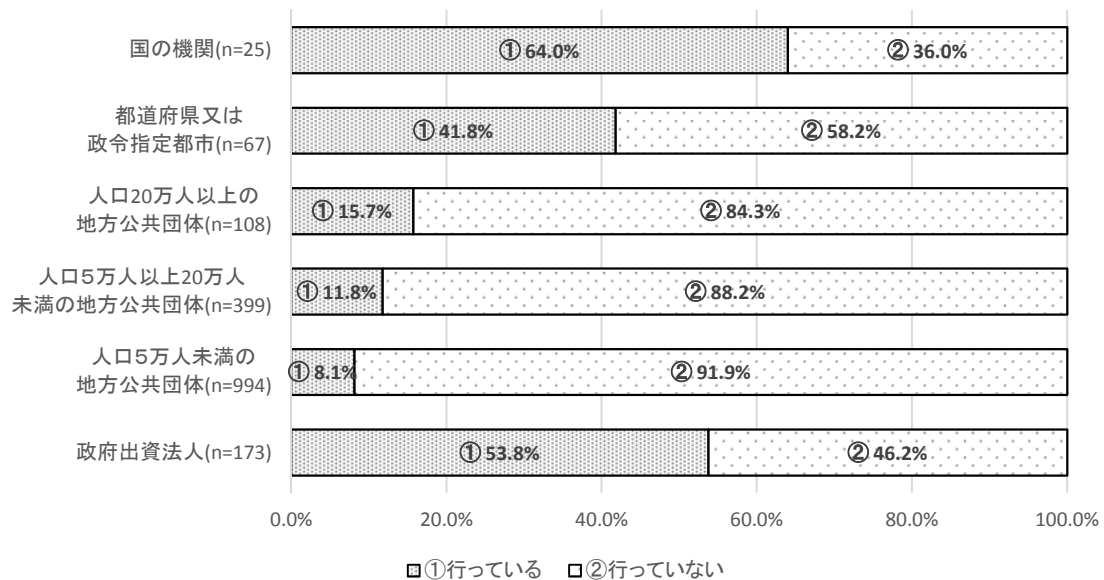
(7) 不自然な状況等の把握と原因分析の実施

アンケート調査において、入札結果について、特定の部課室に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする取組を行っているか尋ねたところ、「①行っている」と回答した発注機関の割合は、「国の機関」が 64.0%と最も高く、次いで「政府出資法人」が 53.8%と続いている。

問 1 5 不自然な状況等の分析

これまでの入札談合事件では、その入札結果において、不自然・不合理な点が生じている場合があります。貴機関では、入札結果について、特定の部課室に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする取組を行っていますか。

- ① 行っている
- ② 行っていない



(イ) 分析を行う対象

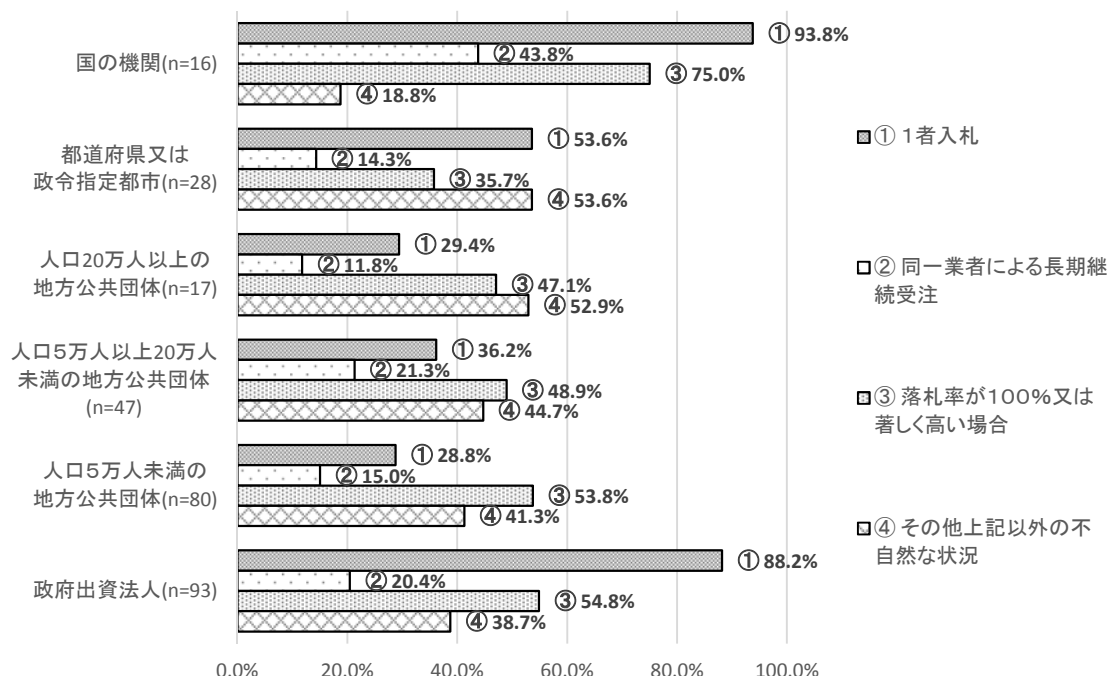
アンケート調査において、入札結果について、特定の部課室に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする取組を行っているとは回答した発注機関に対し、どのような状況がみられた場合に取組を行っているか尋ねたところ、いずれの発注機関区分も「① 1 者入札」及び「③ 落札率が 100% 又は著しく高い場合」と回答した発注機関の割合が高かった。

上記以外の不自然な状況としては、「1 位不動⁴」の場合（国の機関）、「入札参加者の累計落札金額や累計落札回数が参加者間で均等になっている場合」（都道府県又は政令指定都市）、「2 位以下の各差額がほぼ同額などの場合」（人口 20 万人以上の地方公共団体）、「落札者を除き、すべての入札参加者が同額札であるなど、通常では考えられないような結果があった場合」（人口 5 万人未満の地方公共団体）、「2 年連続で 1 者入札になった場合」（政府出資法人）などの回答がみられた。

問 15-2

問 15 で「① 行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。入札結果にどのような状況が見られた場合、情報の集約や原因の分析を行っていますか（複数回答可）。

- ① 1 者入札
- ② 同一業者による長期継続受注
- ③ 落札率が 100% 又は著しく高い場合
- ④ その他上記以外の不自然な状況（具体的に記載してください）



⁴ 「1 位不動」とは、競争入札において、1 回目の入札における最低価格入札者が、そのまま 2 回目以降の入札における最低価格入札者となる状況を指す。

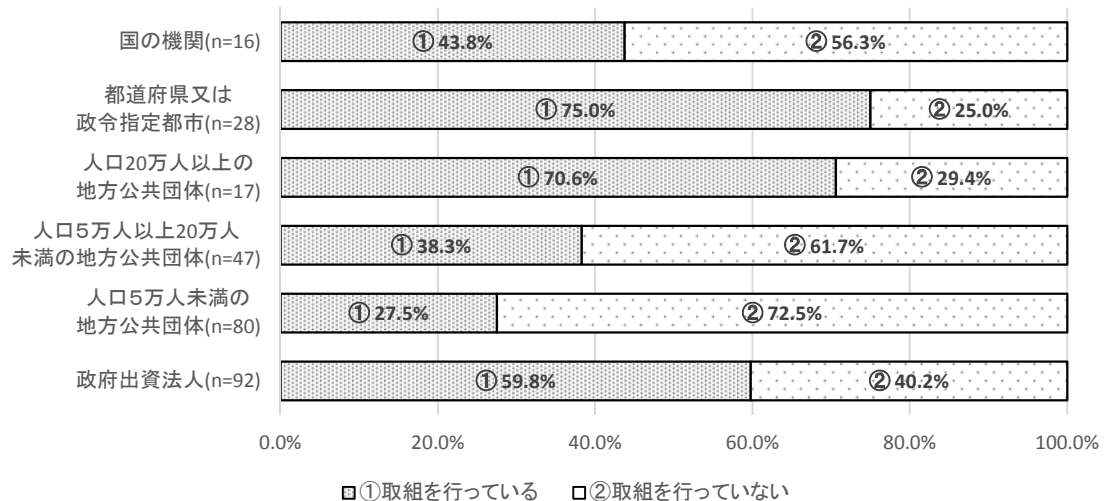
(ウ) 分析した結果の対応

アンケート調査において、入札結果について、特定の部課室署に報告して情報を集約したり、原因を分析したりする取組を行っているとは回答した発注機関に対し、集約した情報や分析した結果を踏まえて、官製談合事件の未然防止の観点から取組を行っているか尋ねたところ、「①取組を行っている」と回答した発注機関の割合は、「都道府県又は政令指定都市」では75.0%、「人口20万人以上の地方公共団体」では70.6%と高かった。

問15-3

問15で「①行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、集約した情報や分析した結果を踏まえて、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っていますか。また、行っている場合は、取組の内容を具体的に記載してください。

- ① 取組を行っている
- ② 取組を行っていない



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 電子入札システム上、一斉辞退や同額入札といった条件に該当する案件を自動抽出できる機能を持たせており、契約の担当官が適時に入札検証機能を使用して入札結果の確認を行い、不自然な入札結果に該当する案件があれば確認を行うこととしている。(国の機関)
- 毎年継続して発注している案件において3年間連続して同一業者が落札している場合は、第三者機関である入札監視委員会への報告対象としている。(都道府県又は政令指定都市)
- 入札結果に不自然な状況がみられたかどうかに関係なく、過去の入札における入札参加者数の実績を分析し、参加要件の見直しを行っている。(都道府県又は政令指定都市)
- 地理的条件や等級の見直しを行っている。(政府出資法人)

オ 公益通報窓口の設置等

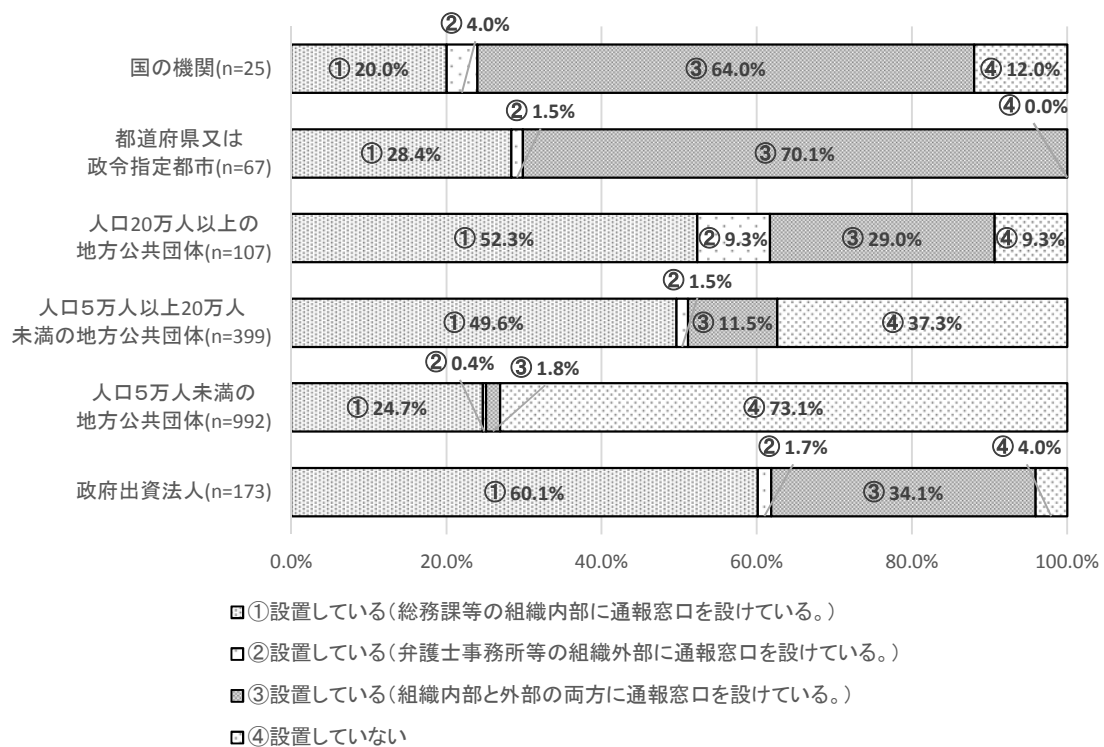
(7) 公益通報窓口の設置状況

アンケート調査において、職員が職場における不正行為等を見聞きした際に利用できる公益通報窓口を設置しているか尋ねたところ、「国の機関」及び「都道府県又は政令指定都市」は、「③設置している（組織内部と外部の両方に通報窓口を設けている）」と回答した発注機関の割合がそれぞれ 64.0%、70.1%と最も高く、特に「都道府県又は政令指定都市」においては、回答のあったすべての発注機関において、何らかの窓口が設置されていた。

問9 公益通報窓口の設置・利用

貴機関では、職員が職場における不正行為等を見聞きした際に利用できる公益通報窓口を設置していますか。設置している場合は、設置を行った時期を具体的に記載してください。

- ① 設置している（総務課等の組織内部に通報窓口を設けている）
- ② 設置している（弁護士事務所等の組織外部に通報窓口を設けている）
- ③ 設置している（組織内部と外部の両方に通報窓口を設けている）
- ④ 設置していない



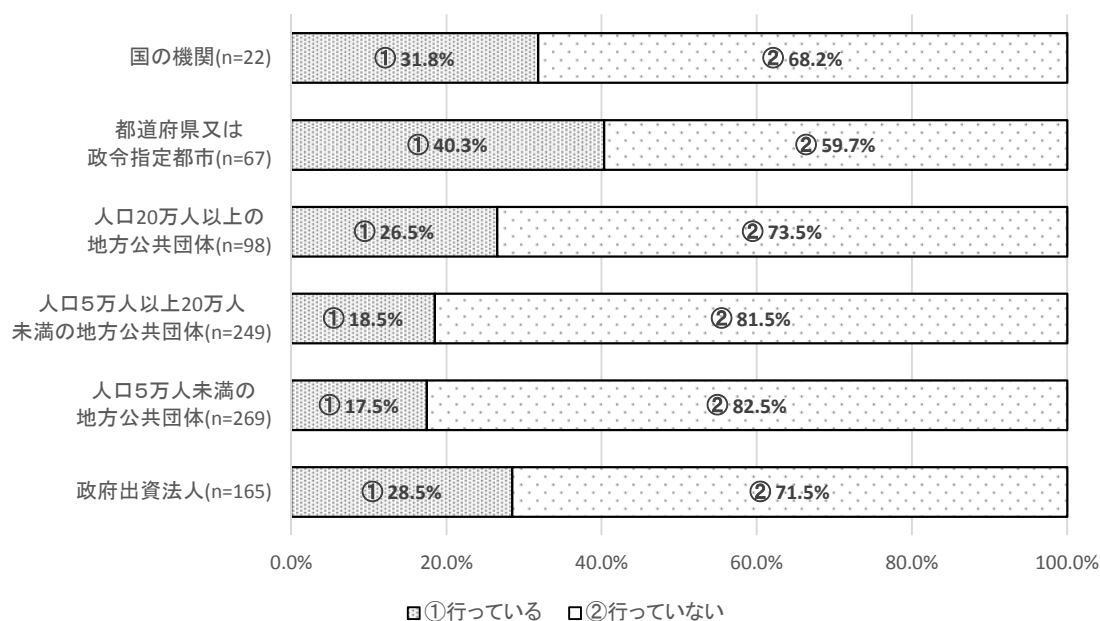
(イ) 官製談合に関する通報窓口の利用を促す取組

アンケート調査において、公益通報窓口を設置していると回答した発注機関に対し、当該公益通報窓口について、官製談合事件に関する情報についても通報の対象となる旨を職員に周知しているか尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても「①行っている」と回答した割合は半数に満たなかった。

問 9 - 2

問 9 で①～③のいずれかと回答した発注機関にお尋ねします。公益通報窓口について、官製談合事件に関する情報についても通報の対象となる旨を職員に周知する取組を行っていますか。

- ① 行っている
- ② 行っていない



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 取引業者に対し、「(発注者) 職員による違反行為が生じ又は生じさせようとしている場合は、公益通報・相談窓口に通報又は相談する」とする規定を周知した。(政府出資法人)
- 個別の発注ごとに、入札参加者に対し、他の入札参加者による談合に関する情報や発注機関側から談合の働きかけやそれに類する行為に関する情報に接した場合には、通報するよう文書にて要請する取組を行っている。(政府出資法人)

カ 外部からの情報収集

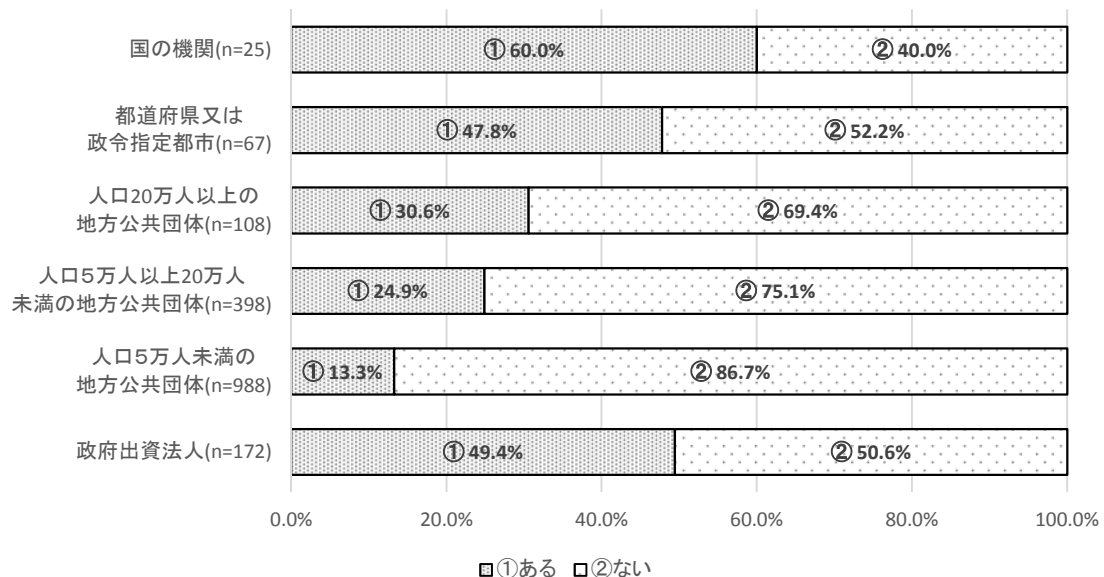
アンケート調査において、職員以外の者から官製談合事件に関する情報を集める取組や制度があるか尋ねたところ、「国の機関」では「①ある」と回答した割合が60.0%であった。

職員以外の者から官製談合事件に関する情報を集める取組や制度の具体的な内容としては、「誰でも意見等を自由に提出できる『町への手紙』制度及びウェブサイトでも情報収集を行っている」（人口5万人未満の地方公共団体）などの回答がみられた。

問10 外部からの情報収集

貴機関には、職員以外の者から官製談合事件に関する情報を集める取組や制度がありますか。また、ある場合は、取組や制度の内容を具体的に記載してください。

- ① ある
- ② ない



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 町民の中には投書するところを見られたくない者もいること、また、投書できる場所がより多いほど情報も寄せられやすいことから、町の複数の公共施設に投書箱を設置して情報収集している。（人口5万人未満の地方公共団体）

キ 人事上の配慮

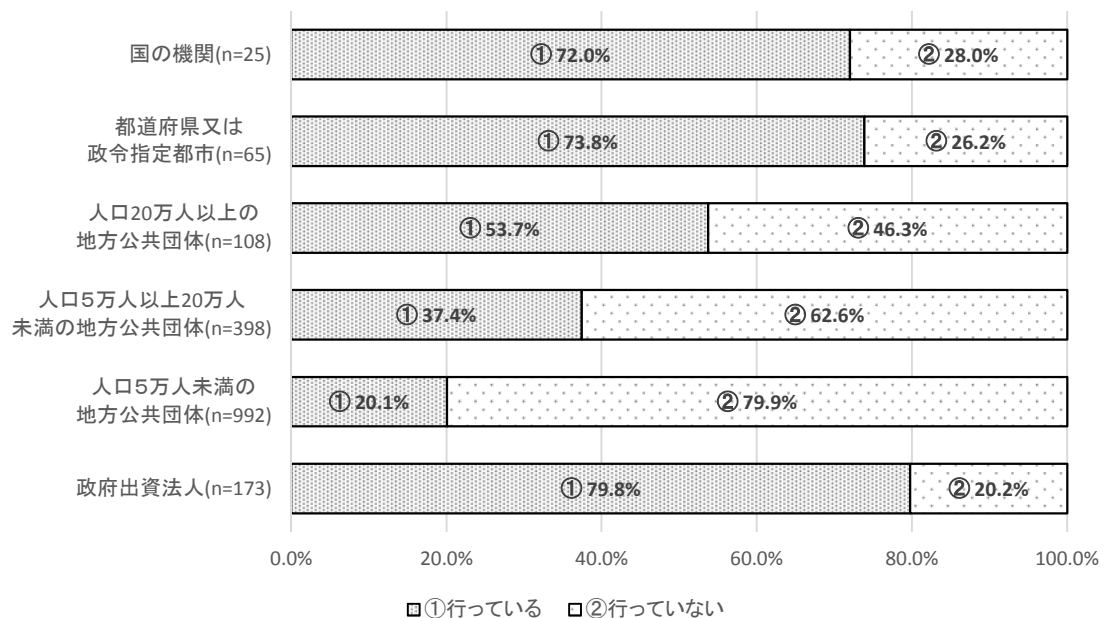
(7) 発注担当職員の長期配属

アンケート調査において、発注担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐために、発注担当職員が長期間同一ポストに配置されることを避けるようにする人事上の配慮を行っているか尋ねたところ、「①行っている」と回答した発注機関の割合は、「国の機関」が72.0%、「都道府県又は政令指定都市」が73.8%及び「政府出資法人」が79.8%と高くなっている。

問13 発注担当職員の長期配属

貴機関では、発注担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐために、発注担当職員が長期間同一ポストに配置されるのを避けるようにする人事上の配慮を行っていますか。

- ① 行っている
- ② 行っていない



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 建設業の許可申請を担当する課の職員など事業者と関わりの深い業務を担当している職員に関しては原則3年で異動とし、固定しないように配慮している。(都道府県又は政令指定都市)
- チェックすべき者が固定化されないように、契約事務担当者の担当業務（工事・役務・物品）を1年おきにローテーションしている。(人口5万人以上20万人未満の地方公共団体)

(イ) 長期配属の期間

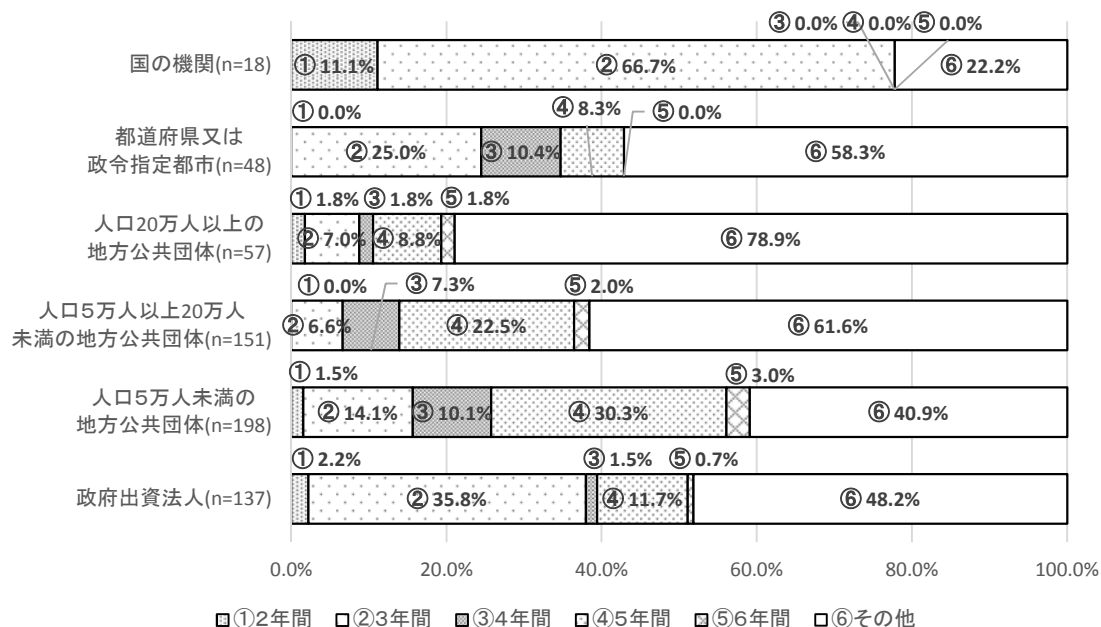
アンケート調査において、発注担当職員が長期間同一ポストに配置されることを避けるようにする人事上の配慮を行っているとは回答した発注機関に対し、長期配属の限度をどの程度の期間としているか尋ねたところ、「国の機関」では「②3年間」と回答した割合が66.7%であり、また、「⑥その他」と回答した発注機関を除くと、「都道府県又は政令指定都市」及び「政府出資法人」においても「②3年間」と回答したものが最も多かった。

「⑥その他」の内容としては、「おおむね2～4年としている」（政府出資法人）「幹部職員2～3年，一般職員3～4年」（都道府県又は政令指定都市），「担当者は3年～5年を限度としている」（人口5万人未満の地方公共団体）などの回答がみられた。

問13-2

問13で「①行っている」と回答した発注機関にお尋ねします。発注担当職員と特定の事業者又は事業者団体との癒着等を防ぐために、最長でどれくらいの期間の長期配属を限度としていますか。

- ① 2年間
- ② 3年間
- ③ 4年間
- ④ 5年間
- ⑤ 6年間
- ⑥ その他（具体的に記載してください）



(2) 外部機関（第三者機関）の活用

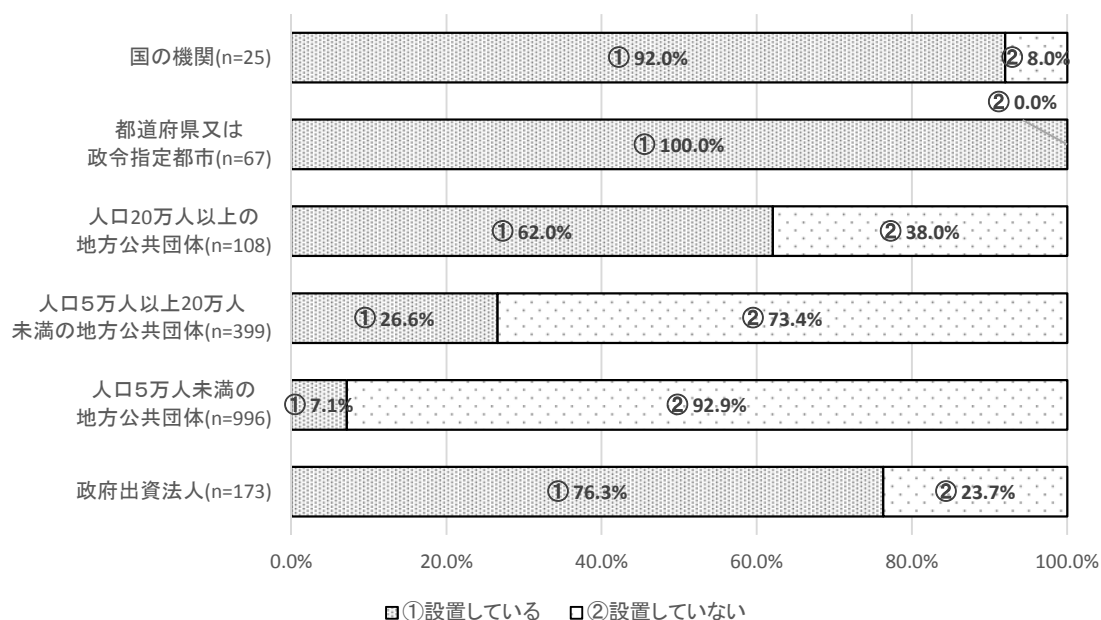
ア 入札等に関する第三者機関の設置状況

アンケート調査において、入札等に関する問題を検討する常設の第三者機関を設置しているか尋ねたところ、「国の機関」及び「都道府県又は政令指定都市」では全数又は全数に近い発注機関が「①設置している」と回答した一方、「人口5万人未満の地方公共団体」では、「①設置している」と回答している割合は7.1%にとどまっている。

問16 入札等に関する第三者機関の設置・開催状況

貴機関では、外部の有識者等を構成員とし、入札等に関する問題を検討する常設の第三者機関（構成員の一部に外部の第三者を加えている場合を含みます。）を設置していますか。また、設置している場合は、設置した時期を具体的に記載してください。

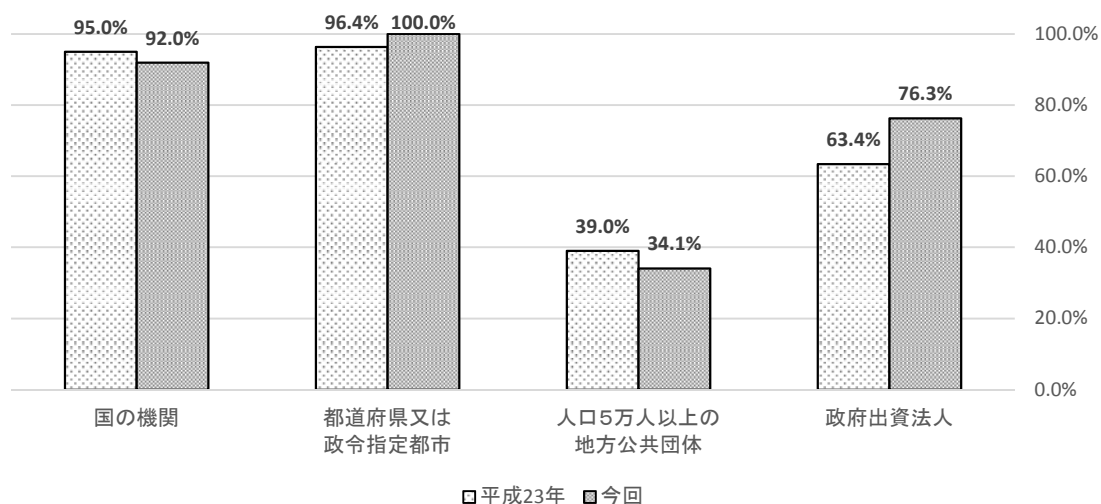
- ① 設置している
- ② 設置していない



【参考】23 年調査との比較

23 年調査では、外部の有識者等を構成員とし、入札等に関する問題を検討する常設の第三者機関を設置しているか尋ねている。今回の調査結果と比較すると以下のとおりであり、「国の機関」及び「都道府県又は政令指定都市」では高い割合で設置されている。

入札等に関する第三者機関を設置している割合



(注1) 割合が低くなっている「国の機関」及び「人口5万人以上の地方公共団体」において、設置している発注機関の数自体は減っていない。

(注2) 平成23年の数値は、23年調査における「貴機関では、外部の有識者等を構成員とし、入札等に関する問題を検討する常設の第三者機関（構成員の一部に外部の第三者を加えている場合を含みます。）を設置していますか。」との問いに対し、「①設置している」と回答した割合である。

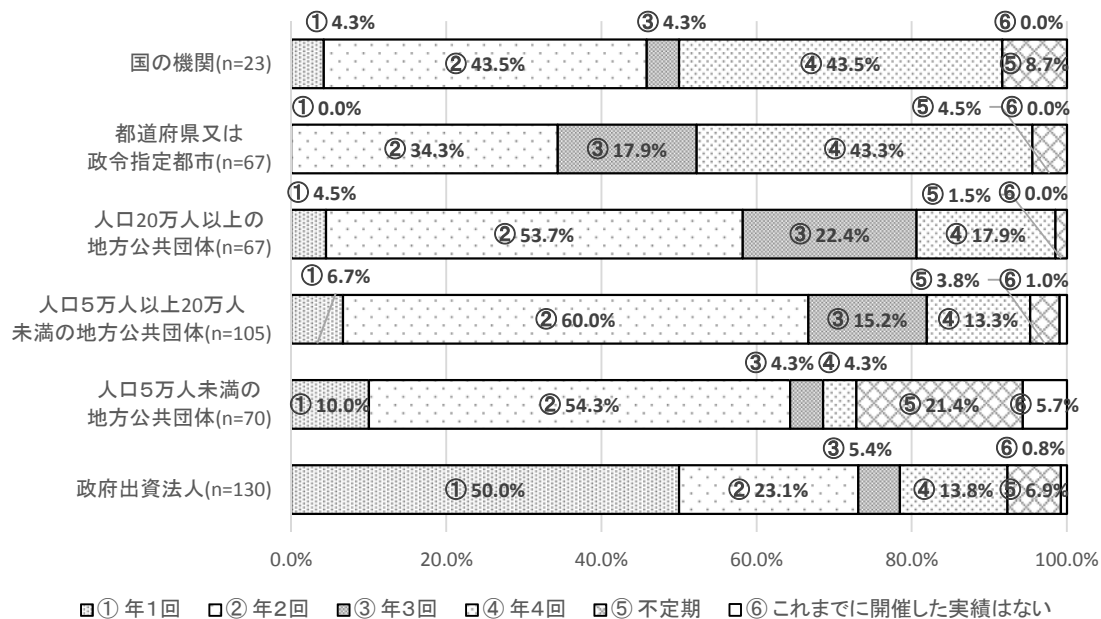
イ 第三者機関の開催状況

アンケート調査において、入札等に関する第三者機関を設置していると回答した発注機関に対し、当該第三者機関の開催状況を尋ねたところ、「国の機関」及び「都道府県又は政令指定都市」においては「④年4回」と回答した割合が最も高いのに対し、「政府出資法人」においては「①年1回」と回答した割合が50.0%と最も高かった。

問16-2

問16で「①設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該第三者機関における審議は年に何回程度行われていますか。

- ① 年1回
- ② 年2回
- ③ 年3回
- ④ 年4回
- ⑤ 不定期（平成28年度実績を具体的に記載してください。）
- ⑥ これまでに開催した実績はない



ウ 第三者機関における検討の対象

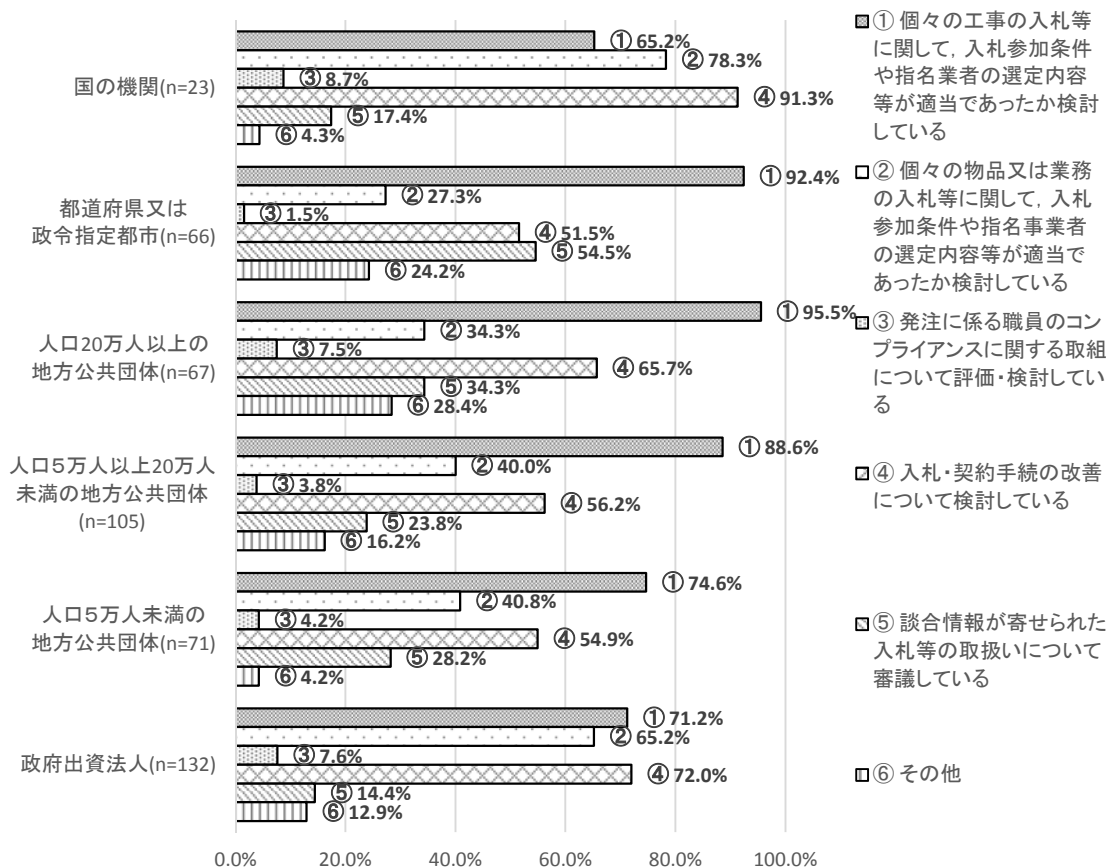
アンケート調査において、入札等に関する第三者機関を設置していると回答した発注機関に対し、当該第三者機関における審議内容を尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、「①個々の工事の入札等に関して、入札参加条件や指名業者の選定内容等が適当であったか検討している」、「④入札・契約手続の改善について検討している」と回答した発注機関の割合が高かった。

他方、「国の機関」以外の発注機関区分においては、「②個々の物品又は業務の入札等に関して、入札参加条件や指名事業者の選定内容等が適当であったか検討している」と回答した割合が低かった。

問16-3

問16で「①設置している」と回答した発注機関にお尋ねします。当該第三者機関においてどのような問題を検討していますか（複数回答可）。

- ① 個々の工事の入札等に関して、入札参加条件や指名業者の選定内容等が適当であったか検討している
- ② 個々の物品又は業務の入札等に関して、入札参加条件や指名事業者の選定内容等が適当であったか検討している
- ③ 発注に係る職員のコンプライアンスに関する取組について評価・検討している
- ④ 入札・契約手続の改善について検討している
- ⑤ 談合情報が寄せられた入札等の取扱いについて審議している
- ⑥ その他（具体的に記載してください）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 入札結果等に基づき審議いただく第三者機関とは別に、入札談合等関与行為を防止するための取組の妥当性等について審議をしてもらう第三者委員会を設置した。(国の機関)
- 工事の入札結果等を審議する第三者委員会と物品・業務の入札結果等を審議する第三者委員会はそれぞれ別に設置し、開催している。(国の機関)
- 複数の発注機関が共同により第三者機関を設置し、入札結果等に関する問題全般を審議してもらっている。事務負担を公平にするため、事務局は持ち回りにしている。(政府出資法人)
- 審議対象とする入札案件の選定は、恣意的要素の排除と客観性の確保から、全て第三者委員会にお任せしており、自由に問題提起がなされるようにしている。(政府出資法人)

3 法令遵守意識の向上のための職員教育

(1) 入札談合等関与行為防止法の研修の実施

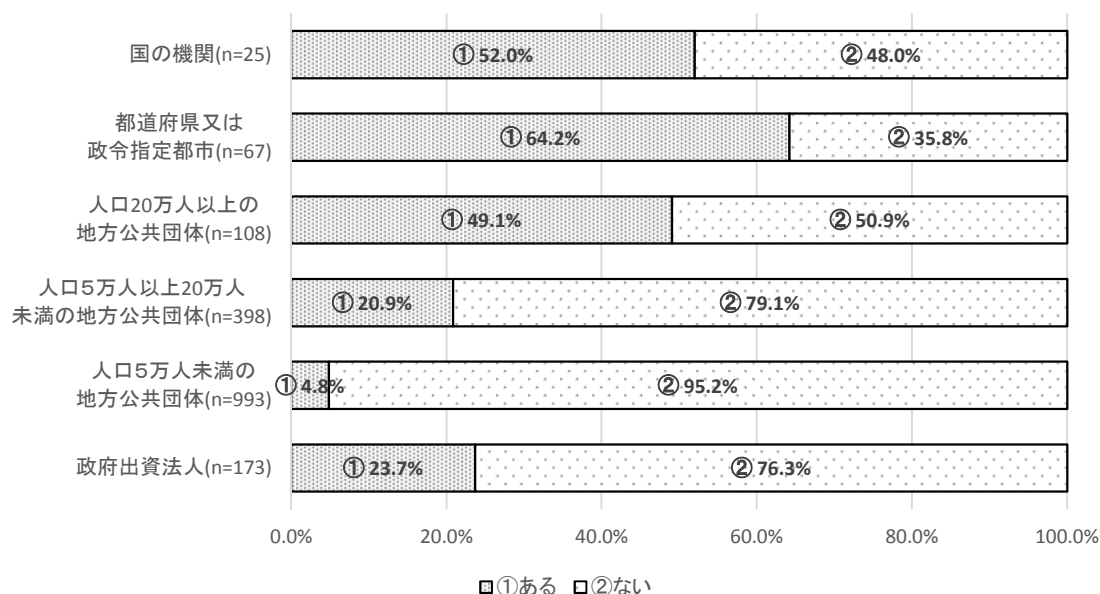
アンケート調査において、過去3年間に職員に対して入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがあるか尋ねたところ、「①ある」と回答した発注機関の割合は、「都道府県又は政令指定都市」が64.2%と最も高く、「国の機関」の52.0%がこれに続いている。一方、「人口5万人以上20万人未満の地方公共団体」、「人口5万人未満の地方公共団体」及び「政府出資法人」では、研修を実施している割合はそれぞれ20.9%、4.8%及び23.7%にとどまった。

問1 入札談合等関与行為防止法の研修

貴機関では、過去3年間（平成26年度～28年度）に、職員に対して、入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがありますか。研修を実施した場合は、研修を開始した時期及び研修を開始した契機を具体的に記載してください。

なお、職員の綱紀保持のための研修の中で、入札談合等関与行為防止法に関する説明を併せて行っている場合は、「①ある」を選んでください。

- ① ある
- ② ない



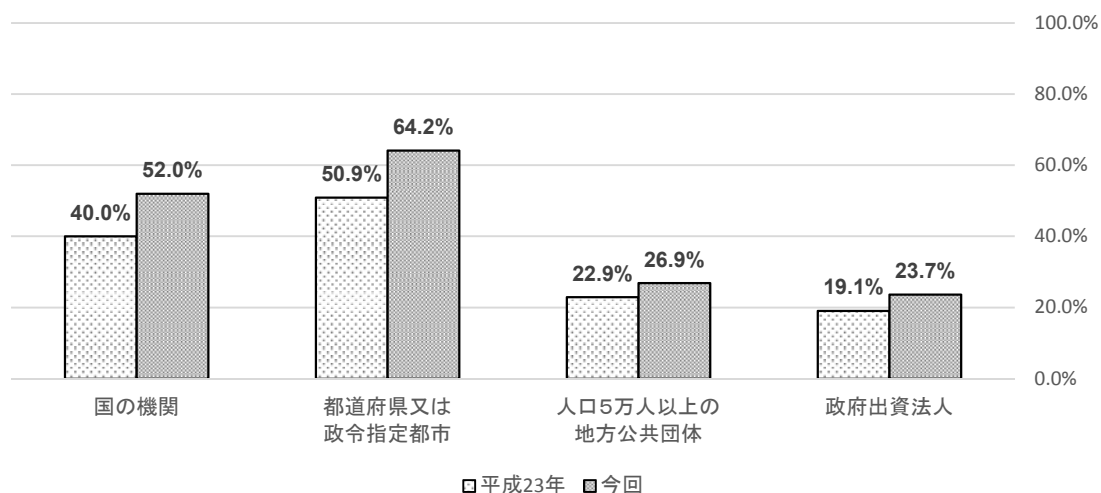
本調査では、研修を開催した契機について、以下のような理由が挙げられていた。

- 当市の職員が入札談合等に関与していた事実が認められたため。（人口5万人未満の地方公共団体）
- 近隣の自治体の職員が入札談合等に関与し、その内容が大きく報道されたことから他人事ではないと考えたため。（人口5万人未満の地方公共団体）
- 入札制度の変更に伴い、入札談合等に関与しないための遵守事項を確認する必要があるため。（人口5万人未満の地方公共団体）

【参考】23 年調査との比較

23 年調査では、過去 3 年間に職員に対して入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがあるか尋ねている。今回の調査結果と比較すると以下のとおりである。いずれの発注機関区分においても、取組を行っている発注機関の割合は高くなっている。

過去 3 年間に職員に研修を実施した割合



(注) 平成 23 年の数値は、23 年調査における「貴機関では、過去 3 年間（平成 20 年度～22 年度）に、職員に対して、入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修を実施したことがありますか。」との問いに対し、「①ある」と回答した割合である。

(2) 研修対象職員の所属部課室

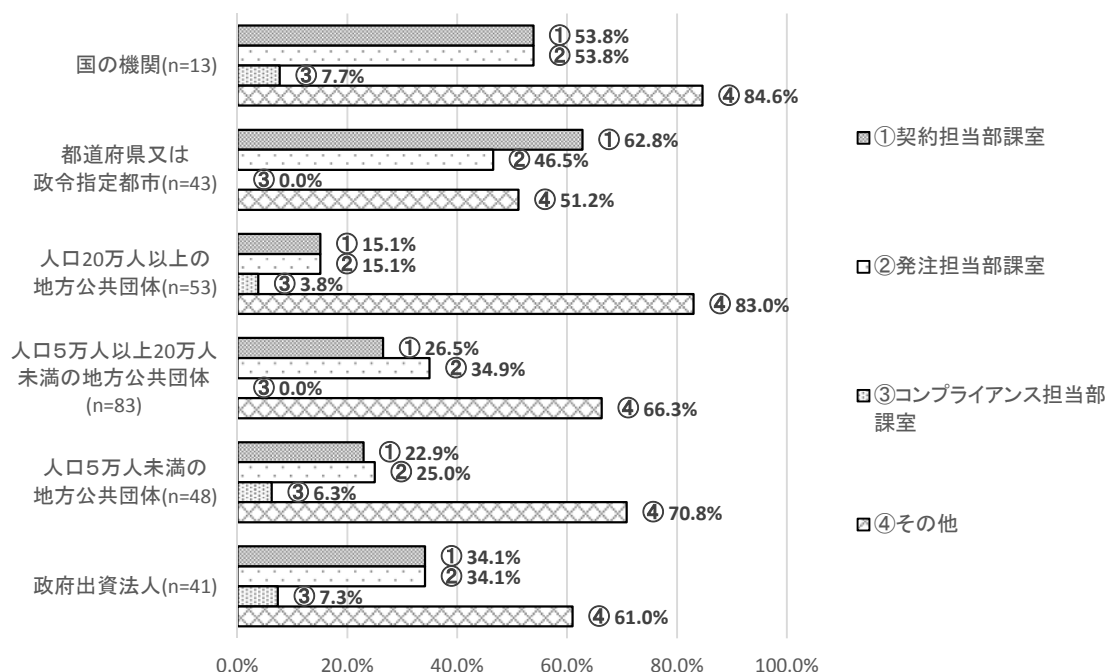
アンケート調査において、過去3年間に入札談合等関与行為防止法の研修を実施したことがあると回答した発注機関に対し、研修の対象部課室を尋ねたところ、「④その他」と回答した割合がいずれの発注機関区分においても多く、その内容としては、「全職員を対象としている」（国の機関）、「各課室の庶務担当職員を対象としている」（国の機関）、「部課室は特定せず希望者を対象としている」（政府出資法人）などの回答がみられた。

いずれの発注機関区分においても、契約担当者部課室と発注担当部課室による研修対象の著しい差異は認められなかったが、コンプライアンス担当部課室を対象としていると回答した発注機関の割合は少なかった。

問1-2

問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の対象は、どの部課室ですか（複数回答可）。

- ① 契約担当部課室
- ② 発注担当部課室
- ③ コンプライアンス担当部課室
- ④ その他（具体的に記載してください）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 当市が定期的に外部講師を招いて実施している入札談合等関与行為防止法説明会に、近隣の自治体にも声をかけて参加してもらっている。(人口 20 万人以上の地方公共団体)
- 職員向けに実施している入札談合等関与行為防止法研修に、発注関係事務の委託先の職員も受講対象としている。(人口 20 万人以上の地方公共団体)
- 自前で定期的に研修を開催することは難しいので、定住自立圏内の他の自治体と連携して、他の自治体において研修が実施される場合に当市の職員も参加させてもらっている。(人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体)
- 問題が発生してからでは遅いこと、また、入札談合等関与行為防止法を遵守すべき職員は全職員であることから、全職員を対象にした同法の研修会を開催した。(人口 5 万人未満の地方公共団体)

(3) 研修対象職員の役職

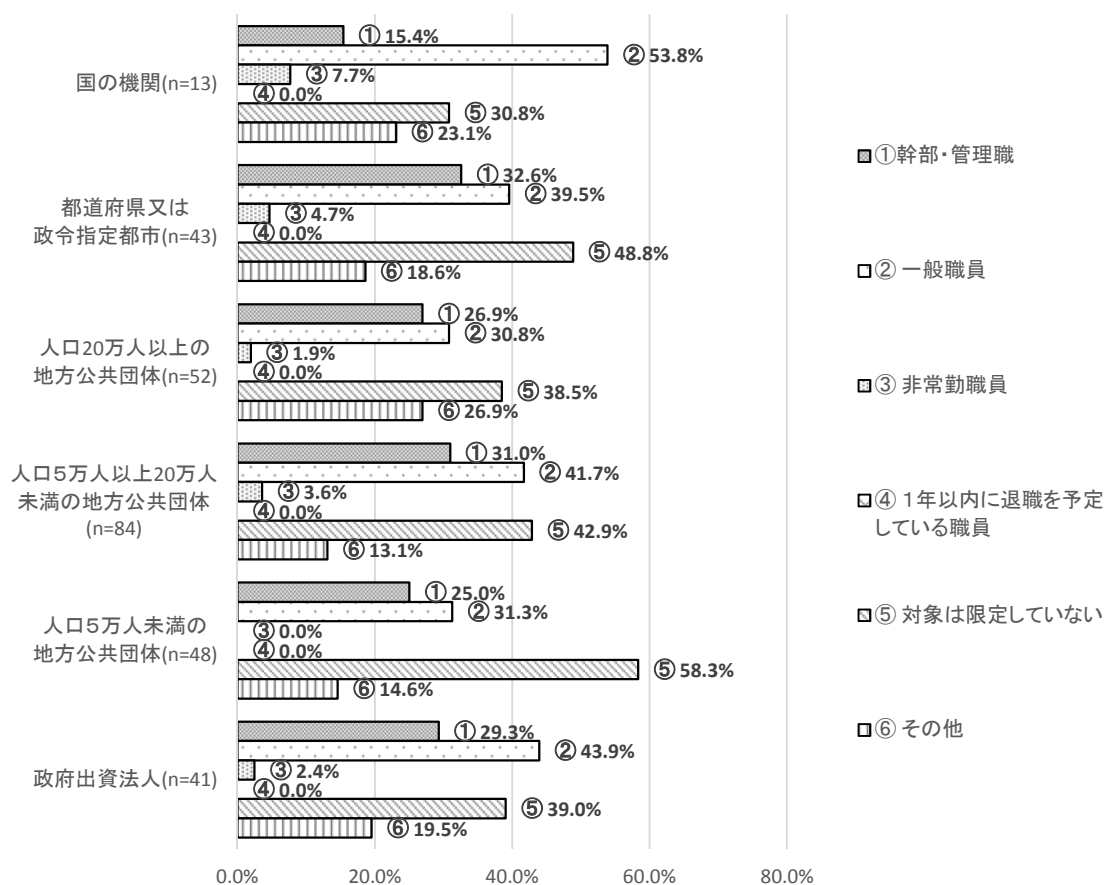
アンケート調査において、過去3年間に入札談合等関与行為防止法の研修を実施したことがあると回答した発注機関に対し、どのような役職の職員を対象としたか尋ねたところ、「国の機関」及び「政府出資法人」においては、「②一般職員」と回答した発注機関が多く、その他の発注機関区分においては、「⑤対象は限定していない」と回答した発注機関が多かった。

「⑥その他」の内容としては、「新規転入者」（都道府県又は政令指定都市）、「入庁10年目程度の職員」（人口20万人以上の地方公共団体）、「新規採用者」（人口20万人以上の地方公共団体）などの回答がみられた。

問1-3

問1で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。上記研修は、どのような役職の職員を対象としたものですか（複数回答可）。

- ① 幹部・管理職
- ② 一般職員
- ③ 非常勤職員
- ④ 1年以内に退職を予定している職員
- ⑤ 対象は限定していない
- ⑥ その他（具体的に記載してください）



(4) 研修の開催頻度

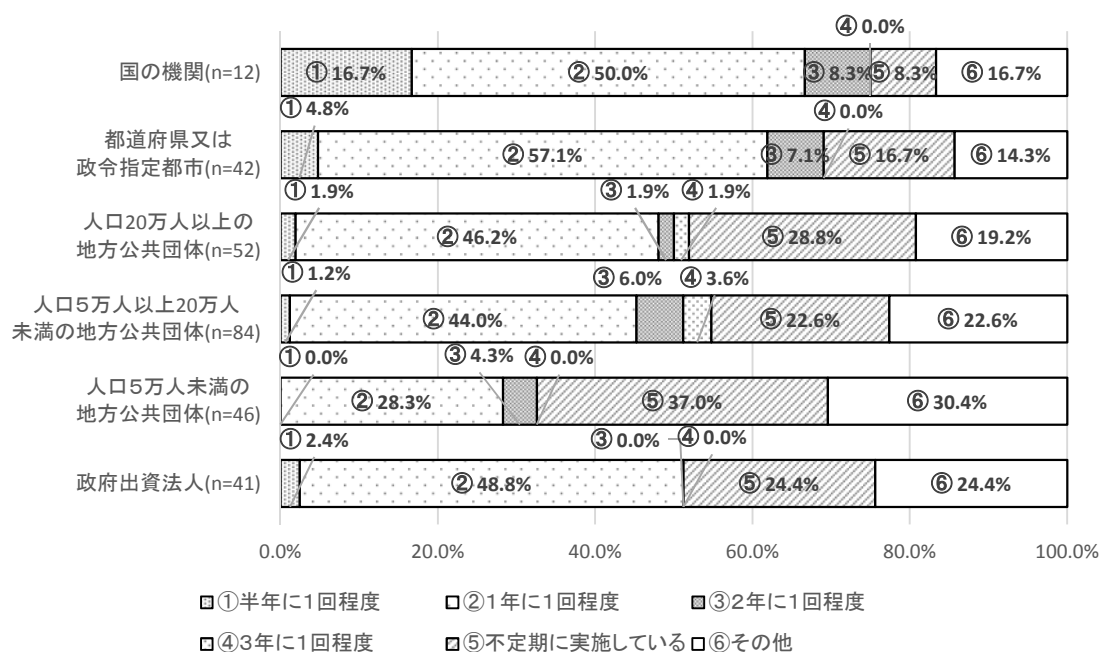
アンケート調査において、過去３年間に入札談合等関与行為防止法の研修を実施したことがあると回答した発注機関に対し、研修の開催頻度を尋ねたところ、「②１年に１回程度」と回答した発注機関が多かった。

「⑥その他」としては、「階層別研修、新規採用研修、担当課による研修などにより年に複数回開催している」（都道府県又は政令指定都市）、「県内の他市で職員が入札談合等に関与する事件が発生した際に一度開催した」（人口５万人未満の地方公共団体）などの回答がみられた。

問１－４

問１で「①ある」と回答した発注機関にお尋ねします。研修の開催頻度はどれくらいですか。

- ① 半年に１回程度
- ② １年に１回程度
- ③ ２年に１回程度
- ④ ３年に１回程度
- ⑤ 不定期に実施している
- ⑥ その他（具体的に記載してください）



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 研修室における座学研修のほか、自席でPCによるWEB研修を行っている。
（国の機関）
- 職員の意識付けは定期的に行う必要があることから、毎年特定月をコンプライアンス業務点検の強化月間と位置付け、必ず職員に対する研修を開催している。
（人口５万人以上２０万人未満の地方公共団体）

- 近隣の自治体で官製談合事件が発生し、大きく報道されたため、職員に遵守意識を高めてもらうために、入札談合等関与行為防止法等の説明会とは別に、報道記事を基にして、なぜ事件が起こったか、今後自分たちはどのようなことに気を付ければよいかなどについて、職員に議論させ、各自発表させる勉強会を開催した。（人口 5 万人未満の地方公共団体）

4 職員に入札談合等に関与させないために必要と考えられるその他の取組

(1) 発注関係事務の外部委託先に対する取組

ア 外部委託の状況・今後の見通し

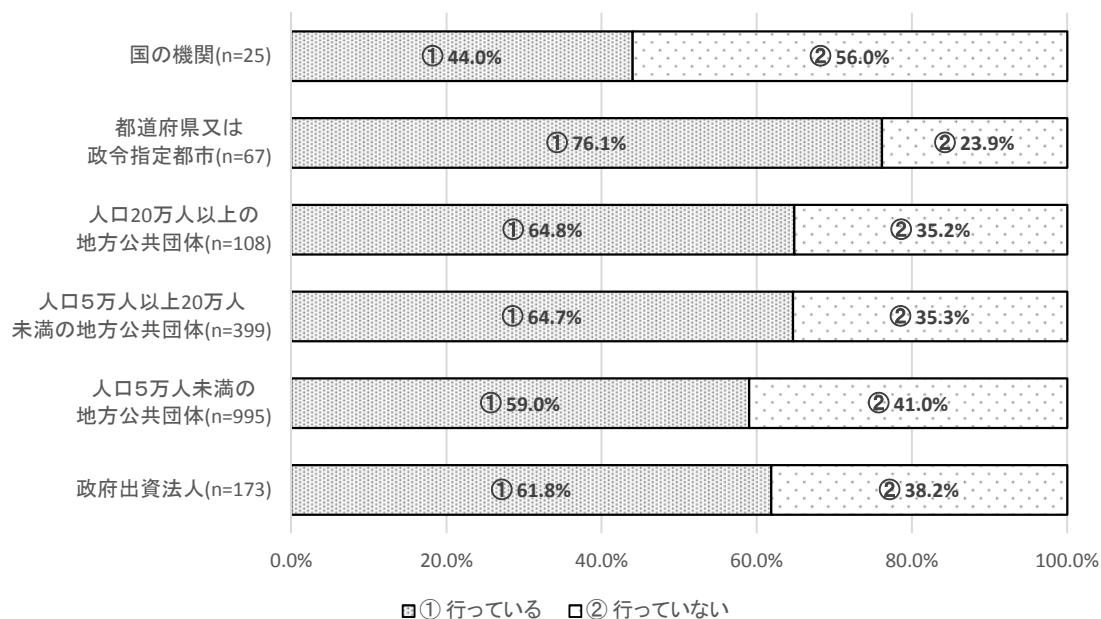
アンケート調査において、発注関係事務（設計、積算、業者選定、監督、検査等）について外部委託を行っているか尋ねたところ、「国の機関」を除くいずれの発注機関においても「①行っている」と回答した発注機関の割合が過半であった。

また、アンケート調査において、今後の発注関係事務の外部委託件数における増減見込みについて尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても「④不明」と回答した割合が多く、「③減る」と回答した割合はいずれの発注機関区分においても低かった。

問 17 発注関係事務の外部委託の有無・見通し

貴機関では発注関係事務（設計、積算、業者選定、監督、検査等）について外部委託を行っていますか（一部を委託しているものも含む）。

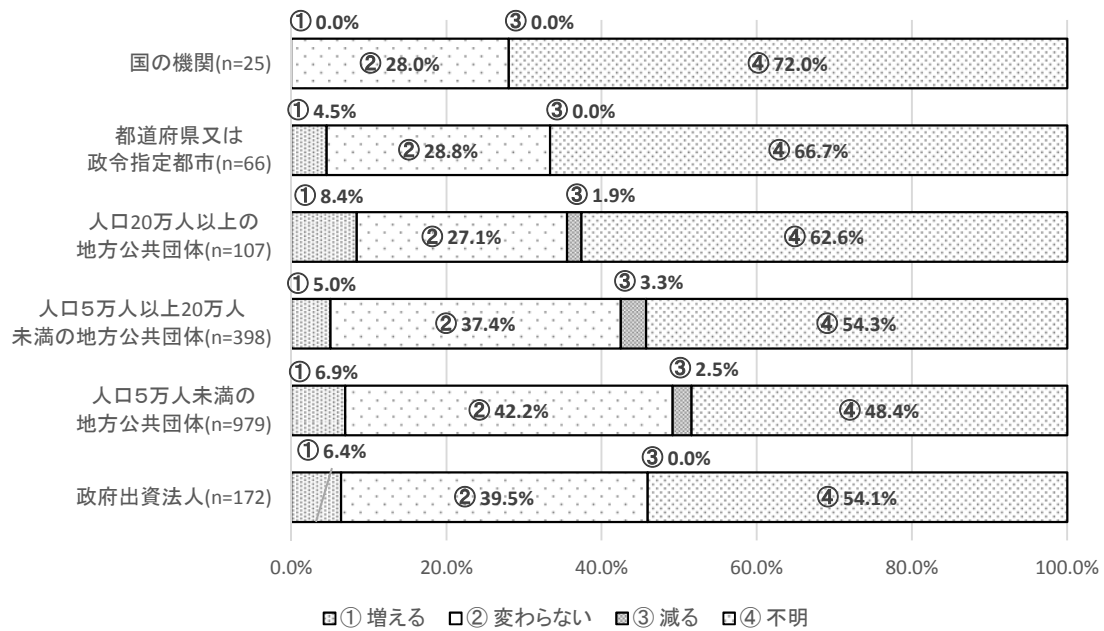
- ① 行っている
- ② 行っていない



問 17-2

貴機関において、今後、発注関係事務の外部委託件数の増減についてどのように見込まれますか。

- ① 増える
- ② 変わらない
- ③ 減る
- ④ 不明



イ 外部委託先に対する入札談合防止のための取組状況

アンケート調査において、発注関係事務の外部委託を行っていると回答した発注機関に対し、外部委託している法人に当該委託事務における秘密情報の漏えい対策等の入札談合を防止するための取組を行っているか尋ねたところ、「都道府県又は政令指定都市」においては、「①行っている」と回答した発注機関の割合が50.0%であった。

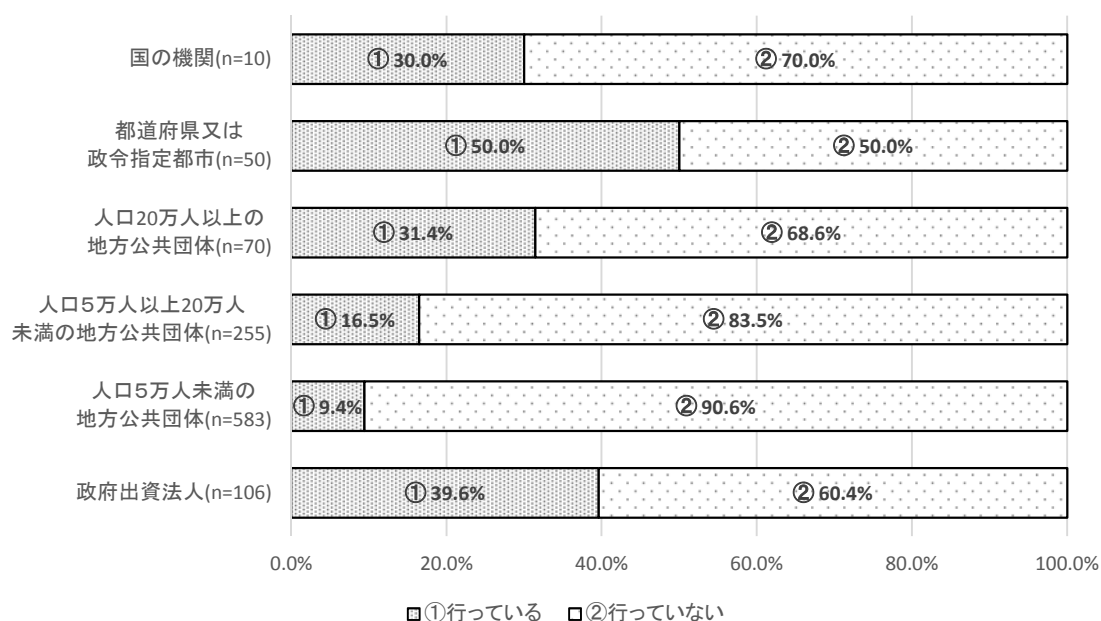
また、「①行っている」と回答した発注機関に取組内容を尋ねたところ、委託契約書に秘密情報の遵守について明記しているにとどまっている発注機関が多かった。

問18 外部委託先に対する入札談合防止のための取組

問17で「①行っている」に該当すると回答した発注機関にお尋ねします。最近の入札談合事件において、発注機関から発注関係業務（設計管理支援業務又は入札事務）を受託していた法人の職員が、入札の前に特定の工事業者に対し、工事の予定価格の基となる工事積算金額又は相指名業者の名称を教示することがあり、これらの行為が入札談合事件の違反行為を誘発し、又は助長していたと認められたという例があります。

貴機関では、発注関係事務を外部委託している法人に対し、当該委託事務における秘密情報の漏えい対策等の入札談合を防止するための取組を行っていますか。また、行っている場合は、取組の内容を具体的に記載してください。

- ① 行っている
- ② 行っていない



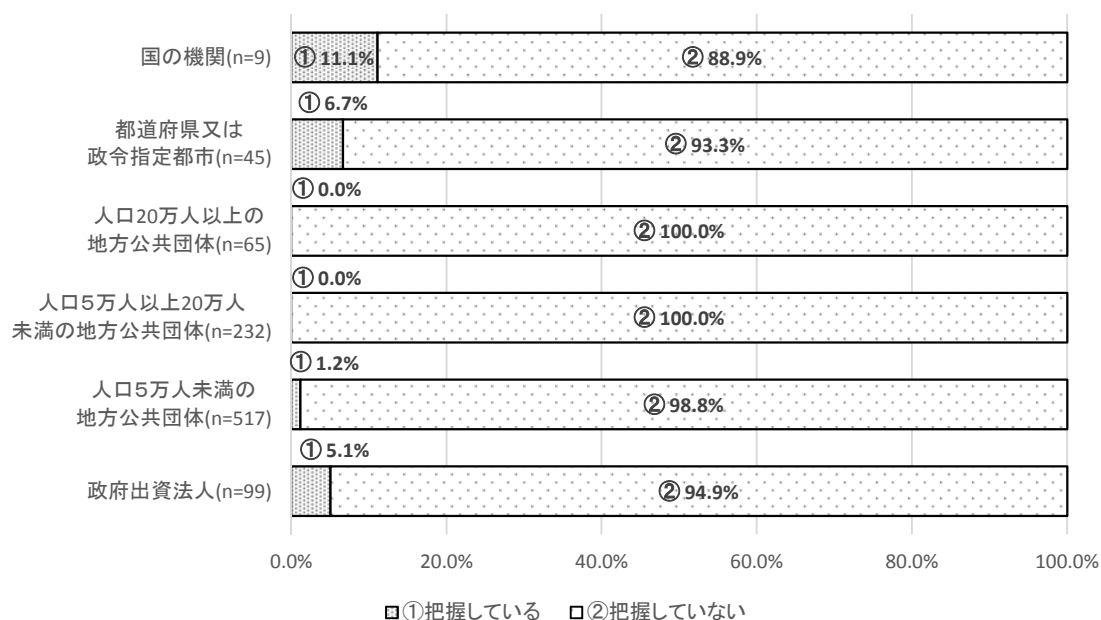
ウ 外部委託先の入札談合防止のための取組の把握

アンケート調査において、発注関係事務の外部委託を行っていると回答した発注機関に対し、外部委託している法人における入札談合を防止するための取組を把握しているか尋ねたところ、いずれの発注機関区分においても、「①把握している」と回答した割合は低かった。

問18-2

問17で「①行っている」に該当すると回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、発注関係事務を外部委託している法人における入札談合を防止するための取組を把握していますか。また、把握している場合は、把握する方法を具体的に記載してください。

- ① 把握している
- ② 把握していない



エ 外部委託先に対する指導等

アンケート調査において、発注関係事務の外部委託先の法人に対する取組を把握していると回答した 15 機関に対し、外部委託先の取組を把握した結果を踏まえて、必要に応じて指導等を行っているか尋ねたところ、「①指導等を行っている」と回答した発注機関は 10 機関であり、「②指導等を行っていない」と回答した発注機関は 5 機関であった。

問 18-3

問 18-2 で「①把握している」に該当すると回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、発注関係事務を外部委託している法人に対し、取組を把握した結果を踏まえて、必要に応じて何らかの指導等を行っていますか。また、行っている場合は、指導等の内容を具体的に記載してください。

- ① 指導等を行っている
- ② 指導等を行っていない

本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 情報漏えい等を行わないことを委託先との契約書に記載するだけでなく、委託先の業務計画書において、具体的な防止策を記載させている。(都道府県又は政令指定都市)
- 職員向けに実施している入札談合等関与行為防止法の研修に、発注関係事務の委託先の職員も参加させている。(都道府県又は政令指定都市)
- 委託先の事業者に対して、業務計画書にコンプライアンスに係る取組を行うよう契約書等に規定し、取組の内容を報告させている。(人口 5 万人未満の地方公共団体)
- 委託先にコンプライアンス等の教育を義務付け、実施した内容の報告を求めるようにしている。(政府出資法人)
- 委託先の職員は、自機関の職員と同じ事務所で業務を行うことが多く、日常的に秘密情報を目にする機会(リスク)があるため、職員がパソコンから印刷を行った際には、離れた位置にあるプリンタから自動的に印刷物が出力されるのではなく、プリンタに職員証をかざさないと出力されない設定にして、印刷した本人以外に印刷物が目に触れることがないようにした。(政府出資法人)

(2) O Bへの対応

ア O Bの再就職先の把握

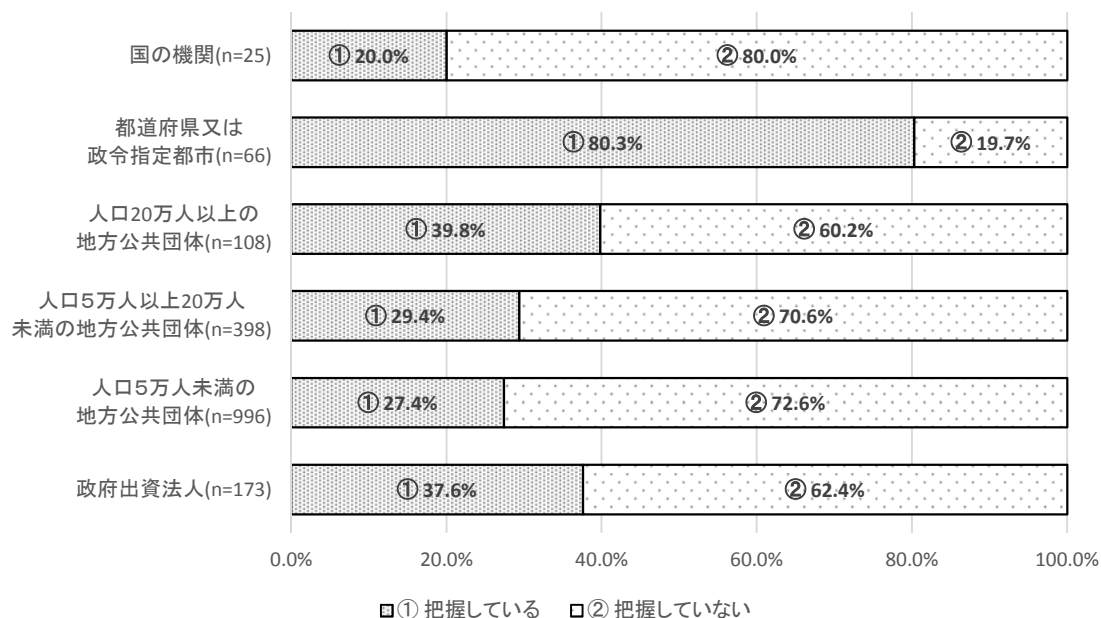
アンケート調査において、O Bが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握しているか尋ねたところ、「都道府県又は政令指定都市」においては「①把握している」と回答した割合が 80.3%と高かった一方、他の発注機関区分では、4割に満たなかった。

問 1 4 O Bの再就職

過去の官製談合事件では、発注機関職員が退職後に、入札等に参加する可能性のある事業者又はその業界団体（以下「入札参加事業者等」といいます。）に再就職し、元の職場などに営業活動等を行っており、当該O Bが現職の職員に対して法令に違反するような行為を求める働きかけを行った、あるいは現職の職員がO Bに秘密情報を漏えいしたという例があります。

貴機関では、O Bが入札参加事業者等に再就職しているのかどうかを把握していますか。

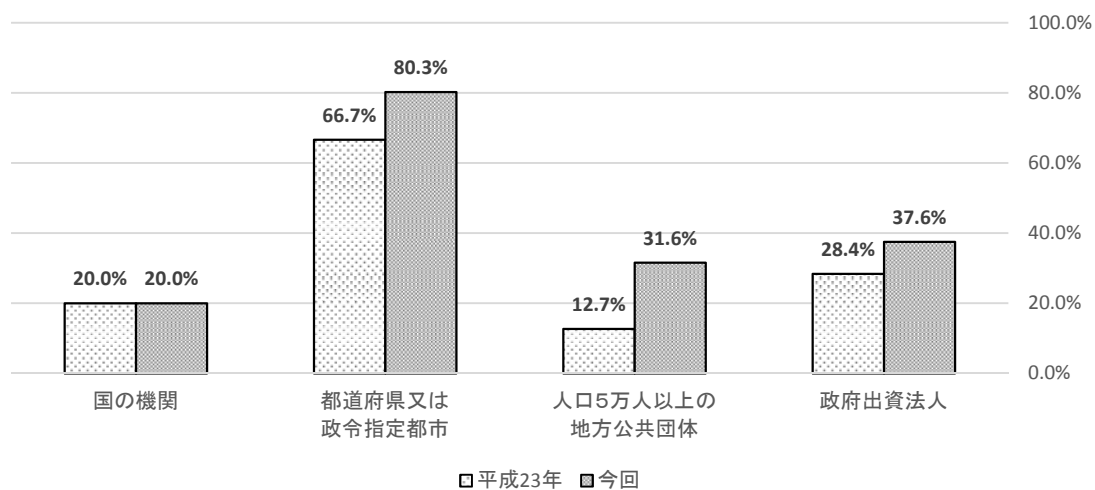
- ① 把握している
- ② 把握していない



【参考】23 年調査との比較

23 年調査では、OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握しているか尋ねている。今回の調査結果と比較すると以下のとおりであり、把握している割合はおおむね高くなっている。

OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握している割合



(注) 平成 23 年の数値は、23 年調査における「貴機関では、OBが入札参加事業者等に再就職しているのかどうかを把握していますか。」との問いに対し、「①把握している」と回答した割合である。

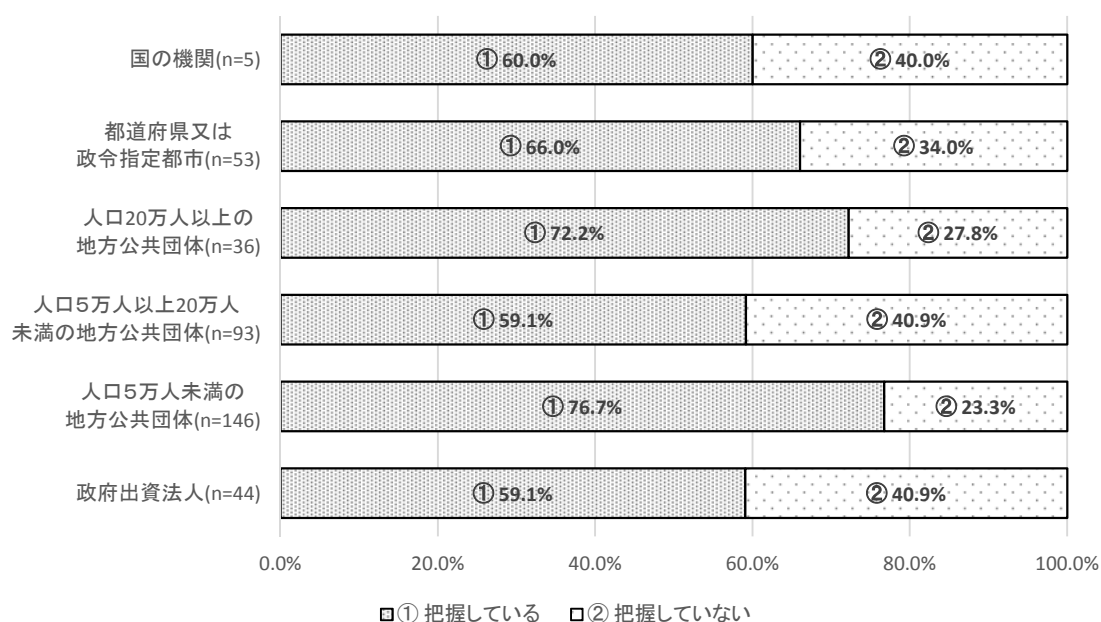
イ OBの再就職先における業務内容の把握

アンケート調査において、OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうかを把握していると回答した発注機関に対し、OBがどのような仕事をしているかを把握しているか尋ねたところ、「人口20万人以上の地方公共団体」においては、「①把握している」と回答した割合が72.2%と高かった。

問14-2

問14で、「①把握している」と回答した発注機関にお尋ねします。入札参加事業者等に再就職したOBがどのような仕事をしているかを把握していますか。

- ① 把握している
- ② 把握していない
- ③ OBが入札参加事業者等に再就職していない



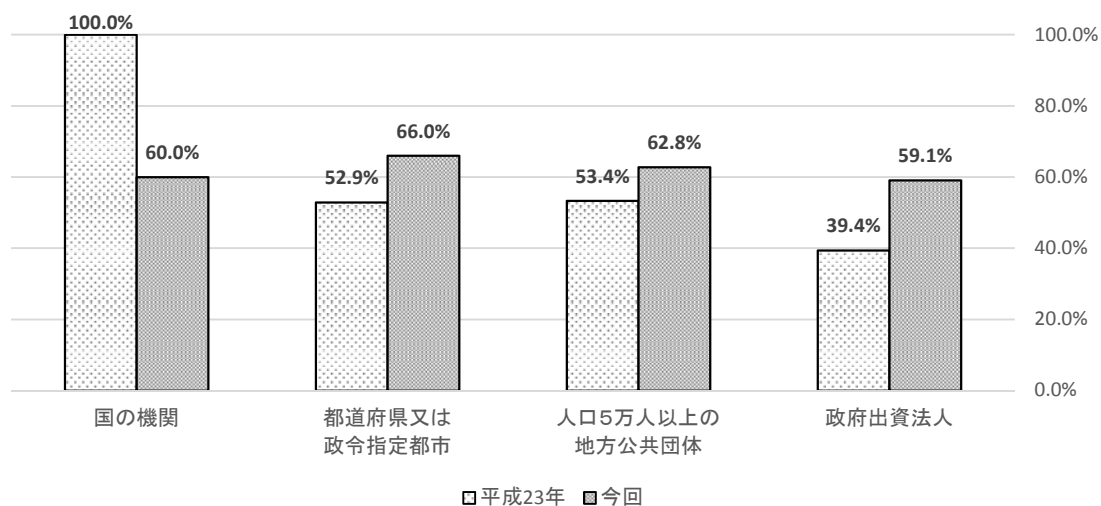
(注) グラフでは「③OBが入札参加事業者等に再就職していない」と回答したものを除いて集計を行っている。

なお、「③OBが入札参加事業者等に再就職していない」と回答した発注機関数は、181機関（人口20万人以上の地方公共団体：7機関、人口5万人以上20万人未満の地方公共団体：25機関、人口5万人未満の地方公共団体：128機関、政府出資法人：21機関）である。

【参考】23 年調査との比較

23 年調査では、OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうか把握している発注機関に対し、OBの仕事を把握しているか尋ねている。今回の調査結果と比較すると以下のとおりである。

OBの仕事を把握している割合



(注1) 割合が低くなっている「国の機関」において、設置している発注機関の数自体は減っていない。

(注2) 平成23年の数値は、23年調査における「入札参加事業者等に再就職したOBがどのような仕事をしているかを把握していますか。」との問いに対し、「①OBがどのような仕事をしているのか把握している」と回答した割合（「③OBが入札参加事業者等に再就職していない」と回答したものを除く。）である。

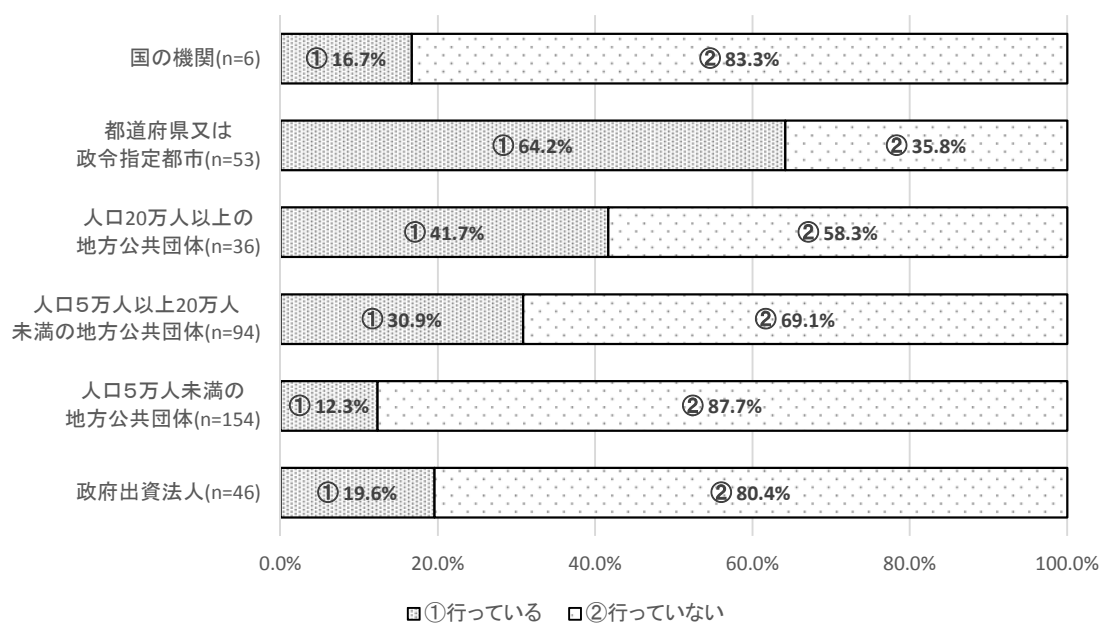
ウ OBに対する取組

アンケート調査において、OBが入札参加事業者等に再就職しているかどうかを把握している又は把握していないと回答した発注機関に対し、官製談合事件の未然防止の観点から何か取組を行っているか尋ねたところ、「都道府県又は政令指定都市」においては、「①行っている」と回答した割合が64.2%と高かった。他方、「国の機関」では「①行っている」と回答した割合は16.7%、「人口5万人未満の地方公共団体」は12.3%であった。

問14-3

問14-2で「①把握している」又は「②把握していない」と回答した発注機関にお尋ねします。貴機関では、入札参加事業者等に再就職したOBがいる場合、当該OBが再就職している入札参加事業者等に対して、OBを入札等関連業務に従事させないように要請したり、OBを対象とした研修会を行ったりするなど、官製談合事件の未然防止の観点から取組を行っていますか。また、行っている場合は、その内容を具体的に記載してください。

- ① 行っている
- ② 行っていない



本調査においては、次のような取組例がみられた。

- 定年退職予定者を対象に再就職等の規定についてのパンフレットを退職の半年前に配布するとともに、退職式においても説明している。退職後の再就職等についての関心が高まっているため、退職予定の職員に対しては制度について繰り返し周知を行うようにしている。また、幅広く周知するためにパンフレットは公表している。(都道府県又は政令指定都市)

- 再就職を希望する職員及び退職者を採用する団体に対し、OBによる現役職員に対する働きかけの規制等をまとめた資料を配布し、周知を図っている。(都道府県又は政令指定都市)
- 退職予定者に、退職者と発注機関の関わり方についての留意事項等を記載した資料の配布・説明を行っている。(人口5万人未満の地方公共団体)
- OBから、働きかけその他の不正な行為をしない旨を記した誓約書を提出してもらうこととしている。また、再就職先企業からも同様に、働きかけその他の不正な行為をしない旨を記した誓約書を提出してもらうこととしている。(政府出資法人)

(3) 発注機関から寄せられた成果のあった取組

アンケート調査及びヒアリング調査において、発注機関における官製談合事件を未然に防止するための成果のあった取組を尋ねたところ、次のような回答がみられた。

- 入札公告やオープンカウンター方式による見積合せ等の新着調達情報をメールマガジンで配信（希望する業者のみ）し、参加業者の拡大を図っている。また、仕様書受領業者に対しアンケートを配布し、不参加となった場合であっても、当該業者に対してその理由を聴取し、調達手続の改善を図り、特定の業者に偏らないよう努めている。（国の機関）
- 談合情報取扱要綱・入札参加者心得を改正し、指名停止基準の延長、談合等による賠償金の強化を行った。（人口 20 万人以上の地方公共団体）
- 入札等の実施・業者の決定に当たって、業者から提出される見積もりに頼りすぎているのではないかという問題意識と、若手職員への能力の継承方法の見直しから、維持管理費積算ワーキンググループを設立し、実際にテーマに基づいて職員自ら積算内訳書を作るなどして職員の自己積算能力の向上に努めている。（人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体）
- 過去に発生した（官製談合）事件を風化させることのないように、職員研修の際には、必ず事件について詳細に説明することになっている。事件が発生した場合には周りの職員にも多大な影響があること、仮に上役からの指示だとしても間違いは間違いであるとはっきり言うことが大切であること、そのためには何が正しいかをしっかり理解しておくことが大事だということを説明している。事件を知らない職員から、事件に関する説明を聞いて、気を付けようと思ったという声が聞かれる。（人口 5 万人未満の地方公共団体）
- 業者選定委員会の事務局は、業者選定委員会の場において、官製談合事件はもとより、官側の関与がない入札談合事件の報道情報についても紹介することにより、職員自身が入札談合等に関与しないように注意を促している。（人口 5 万人未満の地方公共団体）
- 調達情報等をウェブサイトに掲載する取組は、事業者からの働きかけを受ける機会を減らすこと、提供する情報に事業者間で不公平・不公正があってはならないとの観点から行ったが、結果として、これまで入札参加実績のなかった事業者からの問い合わせや入札参加があるなど、競争性が高まる成果も出ている。（政府出資法人）

(4) 発注機関から寄せられた課題等

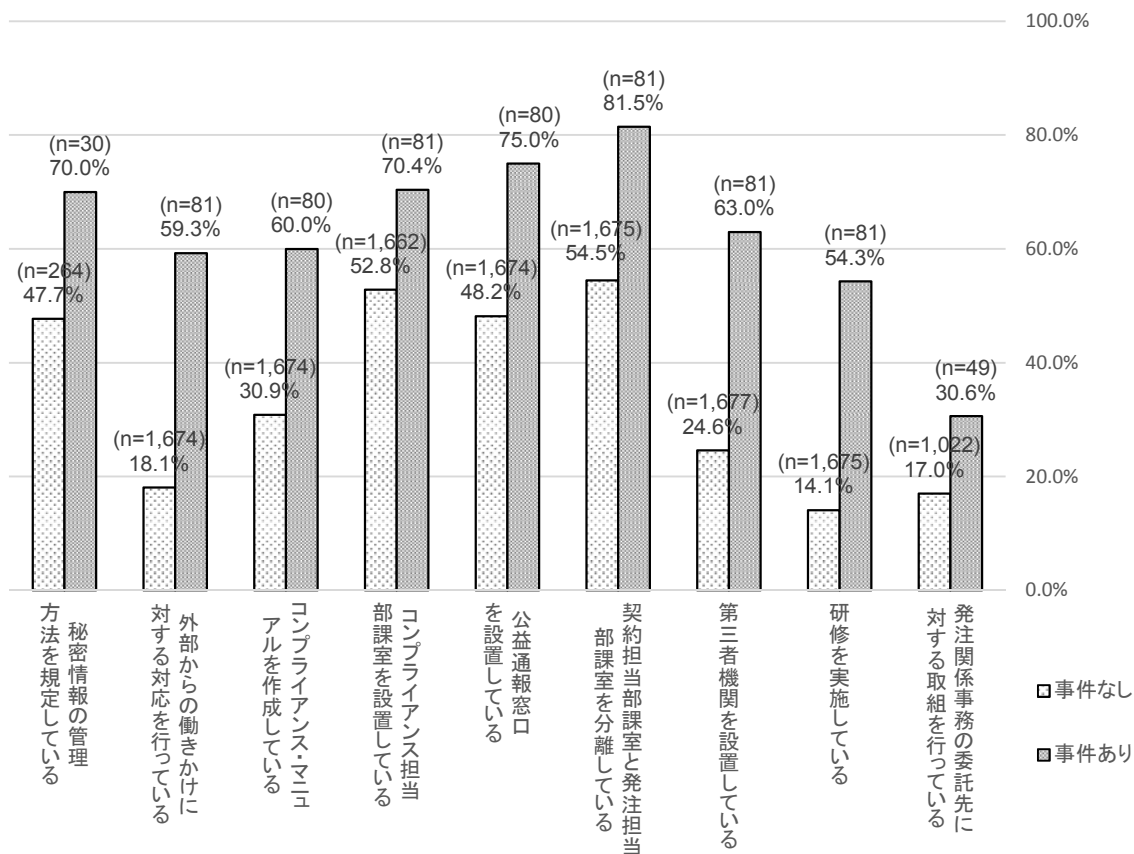
アンケート調査及びヒアリング調査において、発注機関における官製談合事件を未然に防止するための今後の課題を尋ねたところ、次のような回答がみられた。

- 風化の防止や職員の意識が薄れないようにするためにも、研修の拡充や相談体制の充実等により、各職員が「入札談合等関与行為は許容しない」という組織としての意識を常にもち、風通しのよい職場となるよう、引き続き取り組んでいく必要がある。(国の機関)
- 職員に研修を受講させていたにも関わらず、事件が発生してしまっているのも、職員の立場に置き換えて考えさせること、また、発注機関として職員が正しく理解しているか確認することが課題である。(都道府県又は政令指定都市)
- 職員向けに入札談合等防止法研修会を行い、研修についてアンケートを行ったところ、予想以上に「研修を受講する前は(法律の)内容について把握していなかった」と回答する職員が多かった(出席者の8割)。知っていて当然と思わず、ある程度の期間ごとに職員に対して啓発を行うことが重要であると感じた。(人口5万人以上20万人未満の地方公共団体)
- 定期的な職員研修を開催する必要がある。(人口5万人未満の地方公共団体)
- コンプライアンスマニュアルの作成、官製談合事件を想定した規定や標準例の作成。(人口5万人未満の地方公共団体)
- 本アンケートを機に、官製談合防止を含め、コンプライアンス全般について、規程の見直しやマニュアル作成等の検討を行いたい。(政府出資法人)
- 法令遵守と公正性・透明性を確保した調達の推進、社内教育や啓発活動の継続的实施。(政府出資法人)

5 発注機関区分以外による各種取組の比較

(1) 過去10年間に職員による官製談合事件が発生した発注機関と発生していない発注機関による比較

過去10年間（平成19年度～平成28年度）に職員が関与した官製談合事件が発生しているか否かの別により、各種取組の割合の違いをみると、事件があった発注機関の方がおおむね取組が行われている結果となっている。



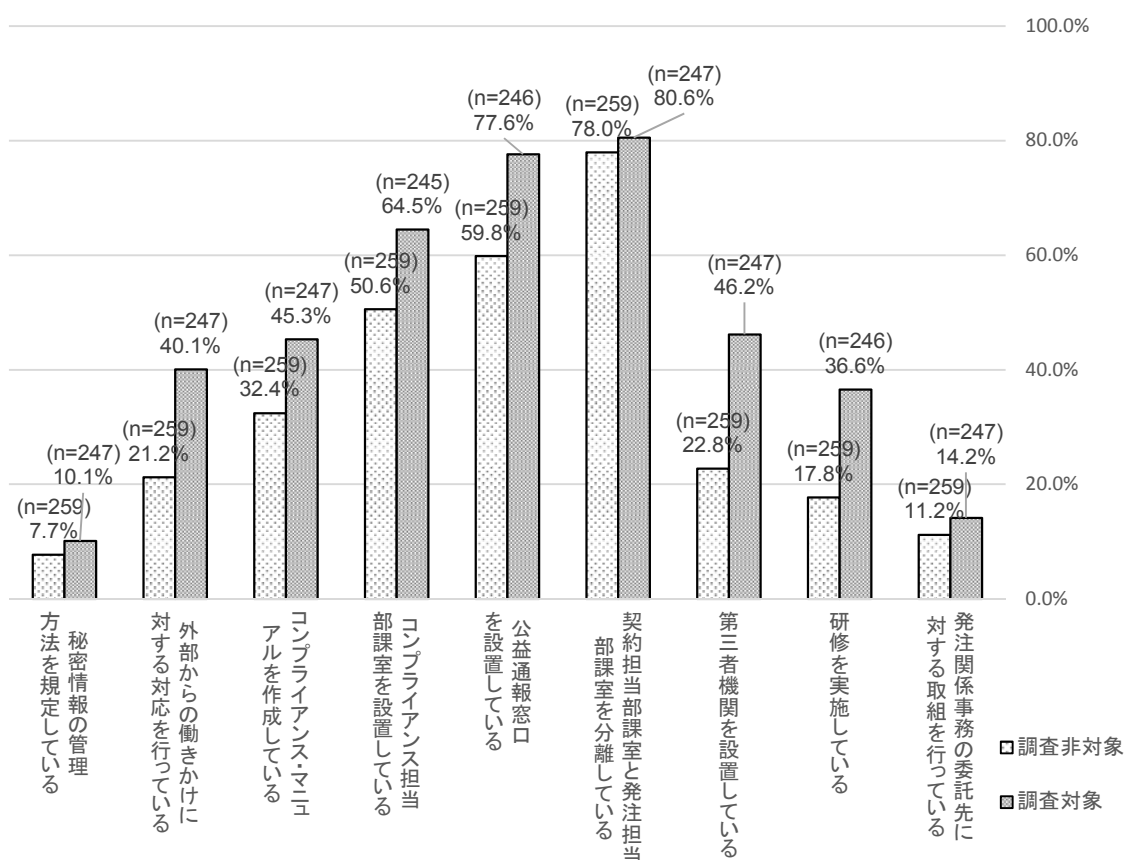
(注) 「事件あり」及び「事件なし」は、「貴機関の職員が過去10年間以内に官製談合事件に関与したことがありますか。」との問いに対し、それぞれ「①あり」及び「②なし」と回答した割合である。

(2) 人口5万人以上の地方公共団体（都道府県及び政令指定都市を除く）のうち、23年調査において調査対象であった地方公共団体と23年調査非対象の地方公共団体の取組の比較

23年調査では、国の機関、都道府県又は政令指定都市及び政府出資法人については、全数調査を実施している（平成23年3月11日の東日本大震災発生を踏まえ、災害救助法の適用を受けた地方公共団体等を除く。）。また、人口5万人未満の地方公共団体は調査対象としていない。

他方、人口5万人以上の地方公共団体（都道府県及び政令指定都市を除く。）は抽出調査を行っている。

そのため、人口5万人以上の地方公共団体（都道府県及び政令指定都市を除く。）のうち、23年調査において調査対象であった地方公共団体と23年調査非対象の地方公共団体の各種取組の比較を行ったところ、23年調査時において調査対象であった発注機関の方がおおむね取組が行われている結果となっている。



第3 入札談合等関与行為等の防止に向けて

1 発注機関における取組の必要性

冒頭で述べたとおり、発注機関の職員が入札談合等に関与した事件が依然として多くみられる状況にあり、アンケート調査において回答のあった発注機関（1,768 機関）のうち、81 機関が過去 10 年間に官製談合事件が発生していると回答している。

入札談合は、独占禁止法が禁止するカルテルの典型事例で、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つであり、特に発注者が国や地方公共団体の場合には、予算の適正な執行を阻害し、納税者である国民の利益を損ねることとなる。

まして、発注機関の職員が入札談合等に関与する行為等は、当該発注機関の利益を追求すべき職員がその利益を自ら損なうという利益背反行為に等しく、許されるべきものでないことはいうまでもない。また、職員が入札談合等に関与した事件が一たび発生した場合には、当該関与職員個人の問題にとどまることなく、当該発注機関においても、発注機関の組織全体の問題として、原因の究明や再発防止策の策定等といった対応が必要となる。さらに、マスコミ等に事件を大きく報じられ、当該発注機関は、国民から組織全体の信頼を著しく失うことになる。

本調査においては、前述のとおり、国の機関、地方公共団体、政府出資法人を調査対象とし、中でも地方公共団体においては、人口 5 万人未満の地方公共団体も初めてそのすべてを対象としている。特に小規模な発注機関においては、下記 2 に紹介する職員による入札談合等の関与を未然に防止するための各種取組の中でも、特に人的リソースを必要とするような取組を行うことが困難な場合もある。本調査の結果では、小規模な発注機関ほど取組が進んでいない結果が明らかになったが、職員が入札談合等に関与した事件が一たび発生した場合に必要とされる組織の対応については、発注機関の規模の大小によって大きく異なるわけではない。小規模な発注機関においても、本報告書で紹介する取組例を参考に、可能な取組から実施することが必要である。

他方、国の機関や都道府県及び政令指定都市等の大規模な発注機関においても、23 年調査と比較すると各種取組におおむね進展がみられているが、必ずしも十分とはいえない状況にある取組も依然みられる。

また、本調査では、発注機関が事務の効率化等の観点から発注関係事務を外部委託している状況や、外部委託している発注機関における外部委託先に対する入札談合等の未然防止の観点からの取組について調査しているが、規模の大小を問わず多くの発注機関が発注関係事務を外部委託しているにもかかわらず、入札談合等の未然防止の取組は十分に行われているとはいえない結果が明らかになっている（51 頁～55 頁）。

これらのことから、発注機関の規模の大小によらず、入札談合等の未然防止のための取組の必要性は決して減ずることは無い。本報告書では、各種取組の事例を多く紹介しているので、発注機関においては、紹介した他の発注機関の取組例等を参考に取組を進めることが望まれる。

2 具体的な取組

職員に入札談合等に関与させないための発注機関の取組の大きな柱として、①入札等の手続に関し、発注機関の職員が守るべきルールを定めてその旨を明文化すること（規程の整備）、②入札等に関して定めたルールが守られているかを（内部・外部を問わず）チェックする体制を作ること（体制の整備）、③入札等の手続に関して定めたルール等を職員に正しく把握させる機会を設けること（研修の実施）が挙げられる。発注機関には、これらの構築に取り組むとともに、取組内容を定期的に見直し、より充実したものに改善していくことが求められる。

発注機関と一口にいてもその体制は様々であり、先にも述べたとおり、特に小規模な発注機関においては、体制の整備等に取り組むことが難しい場合もあると考えられる。しかし、①発注機関の職員が守るべきルールを定めて明文化する取組は、発注機関の規模にかかわらず必要であると思われ、また、これらのルールをまとめたマニュアルは一度作成し、職員に周知しておく、職員による入札談合等の関与についての未然防止効果があると考えられる。また、②体制の整備についても、すべての取組を行わないまでも、何らかの取組を行うことで一定のチェック機能は果たすものと思われ、③研修の実施についても、共同の自治体による開催や必ずしも研修という形態にとらわれない効果的な職員への周知を実施している取組例もみられる。本文中の各調査項目欄には取組例を多数紹介しており、発注機関においては可能な取組から実施することが求められる。

(1) 職員に入札談合等に関与させないために必要と考えられる規定の整備

ア 規定の作成・見直し

(7) 入札等に係る秘密情報の管理

「秘密情報の管理を徹底」や「秘密情報の漏えいを禁止」といった文言は、発信者が官か民かを問わず、目や耳にすることが多い。

発注機関における入札等に係る「秘密情報」の内容は、発注機関ごとに異なるため、発注機関は職員に対し、「秘密情報の管理を徹底する」といった抽象的なルールを規定するだけでなく、発注機関における秘密情報の内容が何かを明らかにしておく必要がある。しかしながら、本調査においては、いずれの発注機関区分においても、秘密情報の内容をそもそも「定めていない」と回答している発注機関が多かった（4頁）。

発注機関が職員に対して、秘密情報の漏えいの禁止を周知する取組自体にも、秘密情報漏えいの未然防止に一定の効果はあると思われるが、入札等に係る秘密情報の内容等を明らかにし、文書の持ち出し、保存方法の留意点等の管理方法について明記した規定を定めて、これを職員に周知する取組が求められる（本調査における発注機関の取組例は8頁参照。）。

(4) 外部からの働きかけに対する対応

発注業務を担当する職員等は、事業者からの照会への対応等のため、事業者と接触する機会は必然的に多くなる。入札等が適正に執行されるために、職員が事業者の照会に真摯に対応すること自体は当然のことであるが、事業者から予定価格、設計価格、入札参加業者名等を漏らす、特定の事業者が入札等に参加できるようにするなどの働きかけを受ける場合もあり得ることから、発注機関は、外部から働きかけを受けた場合には上司に報告するなどの発注機関としてのルールを定めておく必要がある。

本調査においては、「都道府県又は政令指定都市」及び「人口20万人以上の地方公共団体」を除く発注機関区分においては、外部からの働きかけに対する取組があまり行われていない状況が認められた（9頁）。

また、事業者又はOBなど外部との接触に際して、応対は一人では行わない、定められた場所で応対するなどの留意事項を定め、職員に周知を行っている取組は、いずれの発注機関区分においても行っている発注機関は少なく、また、取組を行っている発注機関においても、運用状況の確認まで行っている発注機関の割合は少なかった（11～13頁）。

発注機関は、職員が事業者と接触することにより生じるリスクがあることを認識し、事業者からの働きかけに係る対応や事業者との接触についてルールを定め、これを職員に周知するとともに、ルールが適切に運用されているかを確認する取組も求められる（本調査における発注機関の取組例は9～13頁参照。）。

イ 組織としての意思の明確化

公正取引委員会がこれまでに改善措置要求をした際の認定事実や当該要求を受けた発注機関の調査結果では、職員が入札談合等関与行為を行った背景・要因として、

- ① 地元業者の安定的・継続的な受注の確保や困難な事業に適切に対応できる専門的な事業者の育成など、業界や地元業者を保護・育成するため
- ② 信用確実な事業者へ委託し、品質を確保するため
- ③ 過去の取引実績の維持等により、円滑な入札業務を確保するため

などの点が挙げられている。

これらの理由が職員による入札談合等関与行為を正当化するものでないのはいうまでもないが、発注機関は、組織としていかなる理由があろうとも、職員が入札談合等に関与する行為を認めないという意味を明確化しておくことが必要であり、それにより職員による入札談合等関与行為の抑止にもつながると考えられる。組織としての明確化の方法には、懲戒規定に入札談合等関与行為等を懲戒処分の対象にすることを明記、発注機関の長等による訓示、会議や研修等の場を利用したコミットメントなどが挙げられる。

本調査では、懲戒規定において入札談合等関与行為等を懲戒処分の対象にすることを明記している発注機関の割合は、「都道府県又は政令指定都市」においては5割を超えており、比較可能な他の発注機関区分においても総じて23年調査よりも明記している割合が進んでいたが、「都道府県又は政令指定都市」を除く発注機関区分においては明記している割合は半数に満たなかった（14頁）（本調査における発注機関の取組例は15頁参照。）。

ウ コンプライアンス・マニュアルの作成及び見直し

入札談合等関与行為に限らず、各種の不祥事を防ぐためには、職員が遵守すべき法令・条例等の内容を理解していることが前提であり、職員に効果的・効率的に知識を習得させるため、発注機関は法令・条例等をより具体化したコンプライアンス・マニュアルを作成・整備しておくことが望まれる。

また、発注機関においては、作成したコンプライアンス・マニュアルをよりわかりやすく使いやすいものとするため、発注機関において定期的な改定を行うことが望ましい。

本調査では、「都道府県又は政令指定都市」においては約7割、「政府出資法人」においては8割超の発注機関においてコンプライアンス・マニュアルが作成されていたものの、当該コンプライアンス・マニュアルに入札談合等関与行為防止法の遵守を明記している発注機関の割合はそのうちの2割程度であった（16～18頁）。

また、これまで入札談合等関与行為に認定された事件において、その関与行為が多く認められた発注担当職員向けに、官製談合事件に関わることをないように特に注意すべき事項を定めたマニュアルを作成している発注機関は、比較的作成し

ている割合が高かった「国の機関」及び「都道府県又は政令指定都市」であっても、作成している発注機関は半数に満たない状況であった（20 頁）。

本報告書では、マニュアルに必要と思われる項目、項目に記載すべきポイント及び本報告書の参照ページを記載したマニュアル例を参考資料として添付しているので（参考資料 8）、作成していない発注機関においてはこれを参考に作成を、また、作成している発注機関においても見直しを実施することが望まれる（本調査における発注機関の取組例は 23～24 頁参照。）。

(2) 職員に入札談合等に関与させないための体制面の整備

入札談合等関与行為等を未然に防止するためには、法令遵守を推進するための体制の整備が必要である。その際には、発注機関の内部における体制整備だけでなく、外部機関を利用し、客観的な分析・検証等を随時行うための体制整備についても行うことが望ましい。

ア 発注機関内部における体制面の整備

入札談合等関与行為等を未然に防止するためには、発注機関自身が組織として包括的に取り組んでいくことが必要である。そのためには、体制面において、入札談合等関与行為等の発生リスクを低減させる機能を組み込んでおくことが重要である。

なお、下記(ア)～(オ)に記載した体制の整備については、発注機関の規模によってはすべてを整えることが難しい場合もあると考えられるが、例えば、契約担当部課室と発注部課室の分離が困難な発注機関においては、長期配属を行わないなどの人事上の配慮を行う（又は仕様書のチェック等は複数の部課室で行う）、また、下記イに記載の外部機関を活用するなど、できるだけ特定の担当者や担当部課室のみで審議が行われないようにすることが重要である。

(ア) コンプライアンス専任部課室の設置

職員による入札談合等関与行為を未然に防止するための取組を実効的なものとするためには、入札談合等関与行為防止法等に関する知見や情報の収集・管理を行うコンプライアンス担当部課室等を設置し、よりきめ細かい体制整備を進めることが求められる。

本調査では、「国の機関」、「都道府県又は政令指定都市」及び「政府出資法人」においては何らかのコンプライアンスを担当する部課室を設置していたものの、「人口5万人未満の地方公共団体」においては、設置していないと回答した発注機関の割合が過半であった（25頁）。

人的リソースの関係からコンプライアンス業務専門の部課室を設けることが困難な発注機関においても、既存の部課室に担当班又は担当者を置く（指名すること）で、同業務における責任の所在を明確にし、積極的な業務への取組を確保することが可能になる（本調査における発注機関の取組例は26頁参照。）。

(イ) 入札手続等に係る事前チェック体制の整備（発注担当部課室と契約担当部課室の分離、仕様書等のチェック）

入札手続等に係る事前チェック体制を整備するための取組としては、発注担当部課室と契約担当部課室を分離することや仕様書等のチェックに係る体制の整備などがある。

本調査において、発注担当部課室と契約担当部課室を分離することについて、

「都道府県又は政令指定都市」，「人口 20 万人以上の地方公共団体」及び「人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体」では 8 割前後となっていた。他方，「人口 5 万人未満の地方公共団体」及び「政府出資法人」では分離している割合は 4 割程度であった（27 頁）。また，「人口 5 万人未満の地方公共団体」及び「政府出資法人」以外の発注機関においては発注担当部課室とは別の部課室や機関が仕様書等のチェックを行っている割合が過半であった（28 頁）。

人的リソースの関係から発注担当部課室と契約担当部課室を分離することが困難な発注機関においても，例えば仕様書等のチェックを複数者で行うなどによって，内外のチェック機能が一定程度働くことから，このようなことも念頭に取り組むを行うことが望まれる。また，過去に同種の入札等を行っている案件については，下記(ウ)記載の事後チェックも併せて行うと未然防止の観点からより効果があると思われる（本調査における発注機関の取組例は 29 頁参照。）。

(ウ) 入札手続等に係る事後チェック体制の整備（不自然な結果の検証）

落札率の高低のみにより入札談合等の有無を判断することはできないが，他方で，入札談合等関与行為等が存在している場合には，入札結果に不自然・不合理な点が生じている場合がある。また，高い落札率の背景として，発注機関の職員が特定の者が入札に参加できない仕様を作成したり，非公表とされている予定価格等の情報を漏えいしているようなこともありうる。そのため，1 者入札や同一事業者による長期継続受注，落札率が 100%又は著しく高いといった不自然な入札結果に関する情報を集約して検証する取組を行うことは，入札談合等の防止・発見の観点とともに，職員の入札談合等関与行為が無いかを確認する観点からも有効である。

本調査では，不自然な状況进行分析する取組の状況についてみると，「国の機関」では 64.0%が取組を行っていたものの，「都道府県又は政令指定都市」以外の地方公共団体では取組を行っている発注機関の割合は低かった（30 頁）。

なお，入札結果の検証は，過去の入札談合事件において，複数年度における金額・数量等の規則性が認められた事件なども発生していることも念頭に，個別の入札結果，単年度の入札結果だけでなく，複数年度の検証を行うことが望ましい（本調査における発注機関の取組例は 33 頁参照。）。

(イ) 公益通報窓口の設置

公益通報窓口の設置は，職員が職場における不正行為等を見聞きした場合などの連絡先窓口として，水面下で生じている問題に関する情報を入手する上で重要な取組である。

本調査では，公益通報の窓口を設置している発注機関の割合は，「国の機関」及び「都道府県又は政令指定都市」では大半が設置しており，中規模の地方公共

団体でも半数近くの機関で設置されていた（34 頁）。

しかしながら、窓口を設置している発注機関の多くが入札談合等関与行為が通報の対象となることについて周知していなかった（35 頁）。公益通報窓口が実効的に機能するためには、窓口を設置するだけでなく、入札談合等関与行為が通報の対象に含まれることについての周知が望まれる（本調査における発注機関の取組例は 35 頁参照。）。

（オ）人事上の配慮

過去の違反事件をみると、事件に関与した職員が、同一のポストに長く従事したことにより、事業者との必要範囲を超えた密接な関係が構築され、働きかけを受けてこれに応じた事案などもみられる。

本調査において、発注担当職員が長期間同一のポストに配置されることを避けるようにする人事上の配慮を行っている割合について、「国の機関」、「都道府県又は政令指定都市」及び「政府出資法人」では 7 割を超えていた。他方、「人口 5 万人未満の地方公共団体」では配慮している割合は 2 割程度であった（37 頁）。

人的リソースの関係から短期間で人事ローテーションを実施するのは困難な発注機関においても、上記記載の（ア）～（エ）の取組を行うことが望ましい。

イ 外部機関（第三者機関）の活用

入札談合等関与行為等の未然防止のために、内部体制を充実させることは重要な取組であるが、内部によるチェックではその視点が固定化されてしまうなど、チェックにも限界があると思われることから、外部機関を積極的に活用する取組も重要である。また、リソースの関係から単独で外部機関を設置することが困難な発注機関においては、他の発注機関と共同で設置することもある有効である。

入札等に関する問題を検討する外部有識者を構成員とする第三者機関の設置状況をみると、「国の機関」及び「都道府県又は政令指定都市」においては、ほぼすべての発注機関が設置済みであったが、「人口 5 万人以上 20 万人未満の地方公共団体」は 26.6%、「人口 5 万人未満の地方公共団体」は 7.1%であった（39 頁）。

他方、設置している第三者機関における検討の対象についてみると、「工事」の入札について適正に行われていたことに関して検討している発注機関は多かったが、「国の機関」以外の発注機関では物品や業務の入札を対象としている発注機関は少なかった（42 頁）。

審議の対象は、抽出案件を選定する際に高額な案件を対象としていることなどから、「物品・業務」の入札は対象とされていないことがあるものと考えられるが、官製談合事件は工事以外でも発生していることも踏まえ、可能な範囲で対象を拡大することが望まれる（本調査における発注機関の取組例は 43 頁参照。）。

(3) 職員等に対する研修の実施

職員の入札談合等関与行為等を未然に防止するためには、遵守すべき内容を知識として習得する機会を設けることが重要である。また、研修は単に機会を設けるだけでなく、以下の点に留意し、未然防止に向けた取組に資するように、実践的かつ実効性のあるものとすることが求められる。

なお、計量経済学的な分析において、研修の実施は官製談合事件の未然防止に効果のある取組として有意な結果が得られている（参考資料3）。

ア 定期的・継続的な研修の実施

本調査では、直近3年間の研修の実施状況について、「都道府県又は政令指定都市」では64.2%が研修を実施している一方、「人口5万人未満の地方公共団体」では4.8%にとどまっていた（44頁）。

また、研修の開催頻度について、「人口5万人未満の地方公共団体」以外の発注機関においては、1年に1回程度開催している発注機関が最も多かったのに対し、「人口5万人未満の地方公共団体」では開催している発注機関のうち、最も多かった回答が不定期の開催となっている。

発注機関が単独で定期的に研修を開催することが困難である場合もあると考えられるが、他の発注機関と連携して研修を開催している例もみられることから、こうした取組も参考になると思われる（本調査における発注機関の取組例は46頁参照。）。

また、公正取引委員会では、各都道府県において、地方公共団体の職員を対象に、定期的に当委員会が開催する発注機関向けの説明会を開催しているほか、発注機関が職員向けに行う入札談合等関与行為防止法等の研修に講師派遣を行っているので活用していただきたい（参考資料9）。

イ 対象者の選定

研修者の対象者について、本調査では特に課室を特定せず、希望者を幅広く対象としていると回答した発注機関が多かった（46頁）。

また、役職についてみると、一般職員を対象としている発注機関が多かった（48頁）。これまで公正取引委員会が発注機関に対して入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行った事件においては、すべて幹部・管理職による関与が認められていることから、一般職員に限らず幹部・管理職も研修の対象とすることが求められる（本調査における発注機関の取組例は46頁参照。）。

ウ 柔軟な周知や研修内容の見直し

小規模な発注機関の中には、そもそも発注業務や契約業務に携わる職員が極めて少ない、改まって「研修」という形式で実施するまでの必要が認められないなどの理由から研修を実施していない発注機関もあるものと思われる。

しかしながら、一たび職員の入札談合等関与行為が認められた場合の発注機関のリスクの高さを考慮すると、研修という形式を取るかどうかは別にしても職員に対する定期的な周知や意識付けは必要である（本調査における発注機関の取組例は49頁参照。）。

公正取引委員会では、ヒアリング調査において簡潔な支援ツールを作成してほしいという発注機関の要望があったことを踏まえて、本報告書の参考資料として、「1分で分かる官談法」を作成した（参考資料4(1)）。

また、発注機関の中には、定期的・継続的に職員に研修を実施しているにもかかわらず、職員による入札談合等に関与する事件が発生しているケースもみられる。研修の機会を設けていても、職員が受講していなかったり、受講しても正しく理解していなかったりすれば効果的な取組とはいえないことから、職員には研修を受講させるのみならず、職員の理解度を測るような取組も必要と思われる。

公正取引委員会では、発注機関職員向けの入札談合等関与行為防止法に関する「理解度チェックテスト」を作成した（参考資料4(2)）。

これらのほか、発注機関職員向けに入札談合の防止に関する知識や関連する法制度等を紹介するために、「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を当委員会のウェブサイト⁵に掲載している。発注機関においてはこれらを研修資料として活用していただきたい。

(4) 職員に入札談合等に関与させないために必要と考えられるその他の取組

ア 発注関係事務の外部委託先に対する取組

本調査では、設計、積算、業者選定、監督、検査等の発注関係事務の外部委託の状況について、いずれの発注機関区分においても高い割合で委託がされている（51頁）。しかしながら、発注機関から委託先に対する、入札談合等の未然防止に関する取組は十分には行われていない（53頁）。最近の入札談合事件⁶において、発注関係事務の委託先における情報漏えいが事業者による談合を助長していたとされる事案も発生していること、発注関係事務の外部委託の今後の状況について、「減る」と回答した発注機関の割合が低い（51頁）ことを踏まえると、発注関係事務の委託先に対する未然防止のための取組を行っていない発注機関においてはその取組は急務といえる。

また、発注関係事務の委託先に対する未然防止のための取組を行っていると回答した発注機関においても、その内容をみると、契約書等に秘密情報の漏えい禁止を記載しているにとどまっている回答が多かった。

こうした契約書等への記載も一定の抑止効果はみられるが、委託先との契約書において秘密情報の漏えい禁止を明記したにもかかわらず、当該委託先から事業

⁵ <http://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.html>

⁶ 地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事の工事業者に対する件（平成29年2月16日公正取引委員会排除措置命令（平成29年（措）第4号））。

者に入札等の情報が漏えいされ、当該漏えいが入札談合につながった事件も発生していることから、単に記載するのみでは十分とはいえず、更なる取組が求められる（本調査における発注機関の取組例は 55 頁参照。）。

イ OBの再就職の把握等

OBによる現役職員に対する影響力は、組織の規模の大小を問わず相応に存在するものと思われ、特に、発注・契約等の事務に携わっていた元職員においてはなおさらである。OBの再就職については、国家公務員法、地方公務員法においても規制がされているが、期間等の限定がなされていることから、特に長期配属の人事上の配慮を行っていない発注機関においては、再就職先を把握しているOBに対して取組を行うことが望ましい。また、OBが関与した事件も発生していることから（参考資料5）、近いうちに退職して入札参加事業者等に再就職する予定の職員も研修の対象とすることが望ましい（本調査における発注機関の取組例は 60 頁参照。）。

3 公正取引委員会の対応

本調査では、発注機関における官製談合防止に向けた取組について、23 年調査と比べ調査対象を大幅に拡大して調査を行った。この結果に基づき、本報告書では、発注機関にとって参考となると思われる入札談合等関与行為等の未然防止のための取組を多く紹介するとともに、多くの発注機関から研修等において使用可能な支援ツールの作成について要望があったこと、計量経済学的な分析からも研修の実施が未然防止に効果があるとの結果が得られたことから、「1 分で分かる官談法」、「理解度チェックテスト」などの支援ツールを作成した。

公正取引委員会としては、入札談合等に関して厳正に対処するとともに、本調査結果を踏まえながら、先に述べた支援ツール等の作成にとどまらず、今後も各種研修会や情報発信等を通じて発注機関のコンプライアンス活動を支援する取組を引き続き積極的に行っていく。